

平成24年第3回鮫川村議会定例会会議録目次

第1号（6月6日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	3
開会の宣告	4
開議の宣告	4
議事日程の報告	4
諸般の報告	4
村長あいさつ	5
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
一般質問	7
宗田雅之君	7
関根政雄君	15
星一彌君	22
前田武久君	31
報告第1号・報告第2号の上程、説明、質疑	45
議案第48号～議案第50号の上程、説明、質疑、採決	46
議案第51号～議案第54号の上程、説明	49
議案第55号～議案第58号の上程、説明	51
日程の追加	59
議案第59号の上程、説明	59
散会の宣告	60

第2号（6月8日）

議事日程	6 1
本日の会議に付した事件	6 1
出席議員	6 2
欠席議員	6 2
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6 2
職務のため出席した者の職氏名	6 2
開議の宣告	6 3
議事日程の報告	6 3
議案第 5 1 号～議案第 5 4 号の質疑、討論、採決	6 3
議案第 5 5 号～議案第 5 7 号の質疑、討論、採決	6 4
議案第 5 8 号、議案第 5 9 号の質疑、討論、採決	6 5
発議第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 6
特別委員会委員の選任について	6 7
議員の派遣について	6 8
閉会中の継続審査申し出について	6 8
閉会の宣告	6 9
署名議員	7 1

第 3 回 定 例 村 議 会

(第 1 号)

平成24年第3回鯨川村議会定例会

議 事 日 程（第1号）

平成24年6月6日（水曜日）午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 一般質問

日程第 4 報告第 1号 繰越明許費繰越計算書について

提案理由説明・質疑

日程第 5 報告第 2号 事故繰越し繰越計算書について

提案理由説明・質疑

日程第 6 議案第48号 専決処分の承認を求めることについて

鯨川村税条例の一部を改正する条例

提案理由説明・質疑・採決

日程第 7 議案第49号 専決処分の承認を求めることについて

鯨川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

提案理由説明・質疑・採決

日程第 8 議案第50号 専決処分の承認を求めることについて

平成24年度鯨川村一般会計補正予算（第1号）

提案理由説明・質疑・採決

日程第 9 議案第51号 鯨川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第10 議案第52号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第11 議案第53号 職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第12 議案第54号 鯨川村村民体育館等設置条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第 13 議案第 55 号 平成 24 年度鮫川村一般会計補正予算（第 2 号）

提案理由説明

日程第 14 議案第 56 号 平成 24 年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

提案理由説明

日程第 15 議案第 57 号 平成 24 年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第 1 号）

提案理由説明

日程第 16 議案第 58 号 財産の取得について

提案理由説明

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 16 まで議事日程に同じ

追加日程第 1 議案第 59 号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

提案理由説明

出席議員（12 名）

1 番	岡 部 明 君	2 番	宗 田 雅 之 君
3 番	前 田 雅 秀 君	5 番	湯 坐 良 政 君
6 番	蛭 田 武 彦 君	7 番	星 一 彌 君
8 番	関 根 政 雄 君	9 番	山 形 郁 夫 君
10 番	早 川 正 博 君	11 番	前 田 武 久 君
12 番	坂 本 忠 雄 君	13 番	前 田 三 郎 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	大 樂 勝 弘 君	副 村 長	白 坂 利 幸 君
教 育 長	奥 貫 洋 君	総務課長	芳 賀 亨 君
企画調整課長	石 井 哲 君	住民福祉課長	鈴木 眞理子 君
農林課長	佐 藤 文 夫 君	地域整備課長	近 藤 保 弘 君

教育課長 北 條 利 雄 君

農 務 委 員 長 増 谷 隆 夫 君

職務のため出席した者の職氏名

議 事 局 会 長 本 郷 秀 季

書 記 渡 邊 敬

◎開会の宣告

○議長（前田三郎君） ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、ただいまから平成24年第3回鮫川村議会定例会を開会します。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

ここで、会議に先立ち、人事異動に伴い交代しました課長について紹介いたします。なお、さきの全員協議会において既に紹介を行いました課長は除きます。

農林課長、佐藤文夫君。

○農林課長（佐藤文夫君） 佐藤です。よろしくお願いします。

○議長（前田三郎君） 住民福祉課長、鈴木真理子君。

○住民福祉課長（鈴木真理子君） 新しい課長職なので足りないところがたくさんありますが、ご指導いただきながら努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長（前田三郎君） 以上であります。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（前田三郎君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（前田三郎君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎諸般の報告

○議長（前田三郎君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、本郷秀季君。

○議会事務局長（本郷秀季君） 諸般の報告をいたします。

議案第48号から議案第58号までの11議案が村長より提出され、本日、議長において受理しました。

本議会に村長及び教育委員会教育長、農業委員会事務局長に出席を求めました。

村監査委員より例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しを配付してあります。

受理しました陳情書、要望書は、配付してあります請願・陳情等文書表のとおりです。

次に、出張関係であります。

3月29日、福島県白河地方・会津地方原子力損害賠償対策本部会議のため議長が福島市に、4月17日、東白川地方町村議会議長会定例会のため議長が棚倉町に、5月1日、平成24年第2回白河地方広域市町村圏整備組合議会臨時会のため星一彌議員及び前田武久議員が白河市に、5月25日、第62回地方植樹祭のため議長が矢吹町に、5月29日から30日、第37回町村議会議長・副議長研修会のため議長及び副議長が東京都に、6月1日、平成24年東白衛生組合議会第2回臨時会のため山形郁夫議員が塙町に、6月4日、福島県町村議会議長会定期総会のため議長が福島市に、それぞれ出張をいたしました。

以上であります。

○議長（前田三郎君） これで諸般の報告は終わります。

◎村長あいさつ

○議長（前田三郎君） 村長から発言の申し出がありました。これを許します。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 皆さん、おはようございます。

平成24年第3回鮫川村議会定例会の開催をお願いしましたところ、全議員ご出席のもとに議案のご審議をいただきますことを厚く御礼申し上げたいと思います。

平成23年度の村税につきましては、おかげさまで、全納税組合が継続完納55カ年を達成することができました。完納に向けてご努力いただきました区長さんを初め副区長さん、納税組長さん、そして全納税者の皆様方に心から御礼を申し上げるところであります。

今月24日の日曜日に納税表彰式、そして組長会議を開催いたしますので、議員皆様方のご出席もお願いするところであります。

次に、数回にわたって国や東京電力に要請活動を続けてまいりました東京電力福島第一原発事故に伴う区域外住民の精神的損害賠償費の件であります。東京電力からと県から別々に給付されることになりました。東京電力からは、子供と妊婦に対して1人当たり20万円、子供は18歳以下の子供であります。県からは、1人当たりで子供と妊婦が10万円、その他の皆さんというか18歳以上の皆さんには4万円であります。県からの給付分は村を経由して給付されますが、東京電力からの賠償金は村を経由しないで直接各ご家庭に支払われることとなります。

給付額につきましては、東京電力からは1億5,700万円、県からが2億1,600万円、合わせて3億7,300万円程度が給付されると見込んでおります。このうち、村を経由します給付金については、早目に支払いができるように担当課に指示をしたところであります。

次に、さきに全員協議会で説明いたしましたが、村の誘致企業が自己破産いたしました。この敷地・建物の競売参加の結果であります。去る5月23日に開札され、村が工場用地、住宅用地を合わせまして1万4,970平方メートルを1,557万1,000円、工場用建物及び住宅を合わせまして3,100平米を473万7,000円、合わせまして2,030万8,000円で村が落札することができましたので、ご報告を申し上げます。

住宅については定住促進住宅として利用することとし、工場敷地につきましては、県にもお願いするなどして企業を誘致してまいりたいと計画をさせていただきました。

さて、今定例会でご審議いただく議案についてであります。専決処分の承認を求める案件が3件、一部改正条例案件が4議案、平成24年度会計補正予算が一般会計と特別会計の2つの会計を合わせまして3議案、財産の取得関係が1件、繰越明許費繰越計算書と事故繰越し計算書についての報告案件が2件、合計11議案と2件の報告案件であります。十分ご審議いただき原案にご賛同くださいますようお願いを申し上げ、あいさついたします。

○議長（前田三郎君） これで村長の発言が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（前田三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

6番 蛭田武彦君 及び

7番 星一彌君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（前田三郎君） 日程第2、会期の決定の件についてを議題といたします。

会期につきましては、過日、本定例会の招集に当たり議会運営委員会が開かれております。その結果について議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、関根政雄君。

〔8番 関根政雄君 登壇〕

○ 8 番（関根政雄君） 議長の指名がありましたので、議会運営委員会の結果についてご報告を申し上げます。

去る 5 月 31 日議会運営委員会を開催し、本定例会の会期、日程等について協議をいたしました結果、会期については本日から 6 月 8 日までの 3 日間とし、日程については、お手元に配付いたしてあります日程表のとおりであります。

この会期、日程等にご賛同を賜り円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（前田三郎君） お諮りします。

本定例会の会期はただいまの議会運営委員長報告のとおりとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日から 6 月 8 日までの 3 日間と決定いたしました。

◎一般質問

○議長（前田三郎君） 日程第 3、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

◇ 宗 田 雅 之 君

○議長（前田三郎君） 2 番、宗田雅之君。

〔2 番 宗田雅之君 登壇〕

○ 2 番（宗田雅之君） 平成 24 年度第 3 回鮫川村議会定例会において、2 点について村長のご所見をお伺いいたします。

まず 1 点目、微生物除染についてお伺いいたします。

福島原発の事故により多くの放射性物質が山林、田畑、居住空間など至るところに飛散し、各自治体ともこれらの除染作業に苦慮をしているのが現状であり、また、除染後においても一定の低減が確認できるところと、場所によってはもとの線量に戻ったところがあると聞きます。これらのことを考えるとき、国から何か政策がおりてくるのを待つのではなく、自分の地域住民の安全から発想し、一日も早い自然との共生、世代間の共生策を講じるべきと考

え、次の点について村長の所見をお伺いいたします。

まず1つ目、EM菌による除染策について、有用微生物群と言われ、飯舘村を初め多くのところで使用されかなりの成果が得られていると聞きますが、村としてもこれらのデータを取り入れ検討、見聞きし、新たな除染策を講じてよいのではないかと思います、考えをお伺いいたします。

2つ目、植物による除染効果も期待できると考えますが、ヒマワリなどの植栽は村全体として取り組んではと考えますが、今後の計画は。

3つ目、現在、本村において民間機関が好意的に研究している常在菌による除染の実証試験について、現時点の成果はどのようなものかお伺いいたします。

以上についてお伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 一問一答形式でありますので、最初に微生物除染について村長に答弁を求めます。

村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 宗田雅之議員の微生物の除染についてまずお答えを申し上げます。

放射能汚染に伴う除染についてはさまざまな方法が県や民間提案型などで研究されております。1つ目のご質問のEM菌による除染についてであります。県の農林水産部では、民間等提案型放射性物質除去・低減技術実証試験事業により、EM菌等各種試剤を所定量添加した放射性セシウムを含む土壌で作物を栽培し吸収抑制効果を評価したところ、無処理区と比較し低下した結果が4月に報告されています。

次に、植物による除染効果についてであります。民間のNPO法人では、ヒマワリや大豆、ナノハナの栽培による除染試験などを行っている例もあります。農林水産省の調査ではヒマワリによる効果は低いという見方をしておるところであります。一部研究者によると、また違った、ヒマワリもヒマワリなりの除染効果があるのではないかと研究者もおります。

いずれにしても除染対策は重要ですので、今後とも除染に有効なデータを取り入れて村では検討し、除染や環境浄化に役立てていきたいと考えております。もちろん、ヒマワリ栽培等もそれぞれに皆さん個人で活用していただければよいのではないかと考えております。

次に、本村においては、民間機関が試験研究しております土壌常在菌を利用しました放射性物質除染の実験では、4月27日現在、村内の落ち葉1万1,200ベクレルのものが6,080ベク

レルに、焼却灰、これは埴町から研究試料として提供いただいた焼却灰であります、5,350ベクレルのものが3,950ベクレルに低下した結果が報告されております。しかし、その後は低下が進まず横ばい状態で推移しております。現在、常在菌の使用量を変えるなど研究している段階と聞いております。この試験研究機関では3カ月で放射能が減少している結果が出ていますので、除染の優位性が高いと見ていますので、村としても、こうした研究結果を参考にし除染を検討していきたいと思います。

なお、村内に汚染された落ち葉などの農畜産物資材等が仮置きされていますので、今回、環境省のモデル事業で焼却する計画も進めているところであります。

以上で2番、宗田雅之議員の微生物除染についての最初の答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） 国で今やっている除染方法は、高圧洗浄、あとは表土除去。これはよく私も考えてみるとわかるのですけれども、高圧洗浄の場合は高圧洗浄で流された水は必ず汚染処理場に流れて、汚泥そのものが濃縮されて、それが今現在どこに処理していいかわからない状態、これがまず高圧洗浄の現状。

そしてあと表土の除去、この土も村のほうで今度仮置き場ができて可能になったとは思いますが、これでも鮫川村ばかりではなくほかの自治体も表土の置き場がないような状態。これを踏まえるときに、ただこういう汚染物質が右から左に移動しているだけであって除去ができない、こういう状態を考えたときに、やはりこういう新たな施策というのは各自治体で勉強してやるべきであるし、実際のところは飯舘村では1カ月で35%減、3カ月で75%減、そういうデータも出ているし、あと、これは金沢大学の教授がやったもので、糸状微生物で自然界にない無害な物質が出ている。それも微生物の効果であってかなり除去可能らしいんですね。

だから、こういう勉強を、これも書いてあるんですけれども、村民の安全から考えて私は勉強すべきだと思っております。そういう点からすると、インストラクターでも何でも村のほうで養成して、この調合の仕方とか、微生物に関してはその仕方によってはその効果というのが変わってくるらしいんですよ。だから、インストラクターの養成だとか、そういうのをいち早く私は進めるべきだと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 2番、宗田議員の再質問であります、インストラクターの養成ということですが、私が今お願いしておりますのは、もちろん、お願いしているのではな

くて自主的に鮫川村の有機農業に関心を持ってくれている松本農法です。先ほど申し上げました土壌菌を使ったセシウムの除去に取り組んでいただいている方です。

これは、今、議員がおっしゃられました金沢大学の指導のもとでやっているお話であります。ただ、この土壌菌あるいは常在菌が半減はしたんですよ。半減から先が進まないのです。今は基準値が変わりまして、100ベクレル以下にならないと有効な資材として利用できない。

そういったことで、今また違った業者が棚倉の電気屋さんの紹介で違った土壌菌を使ってというご案内もあるのですけれども、まず差し当たり、そういうのがたくさんあるんですね。学者もいろいろいるんです。実際にゼロになったのはまだないんですよ。その辺しっかりと検証しながら、まず有効な微生物がおりましたら真っ先に取り組んでまいりたいと思います。

差し当たり、今、松本農法で取り組んでいる技術が、私は、金沢大学の後押しもありますしベストではないかと考えて応援しているところであります。ただ、一切費用は向こうの金沢大学と松本農法のほうで持っているようであります。研究場所だけ村で提供している。そういう状況で今取り組んでおりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） 今の常在菌なんかの話だとそこらまでしかいっていないんですよ。ただ、EM菌というのは、光合成細菌と酵母菌と乳酸菌を植え床といっているのですけれども、優良微生物群というらしいのですけれども、その中の光合成細菌というのは、放射能を食べてそれを生命エネルギーに変えて無毒化します。そういう研究が実際のところもう出ているんですよ。だから、そういう勉強というのは、やはりこれだけ村の優秀な職員が集まっているわけですから、そこらをちょっと勉強してもらえればまた変わってくるのかなという思いで私はいます。

あと、2つ目のヒマワリ、植物による除染効果なんですけれども、ヒマワリはそんなに効果がないという話が一般的、マスコミというかそういうのをにぎわしたのだと思いますけれども、結果、ヒマワリの効果というのは根っこあたりに大体4倍くらい濃縮するらしいんですね。厚生労働省は上のほうしか実際のところはかっていない。そしてもっとひどいのは、ヒマワリははかったんだけど、ヒマワリを取った後の土壌の放射線量は公表していないんですよ。

だから、こういうきちんとしたデータが流されてこないというのは私らもちょっと疑問符

なんですけれども、こういうのをやはり調べるべきじゃないかと。それによつてはヒマワリによる除染効果というのは、私らはあくまでも本による知識ですから何とも言えないのですけれども、かなりあるということは聞いております。これは一日も早くこういうデータをきちんと取り入れてやはり検証すべきだと思いますが、その点についても村長にお伺いします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、再々質問のEM菌、あとヒマワリを利用した除染効果であります。私はまだ有効微生物が放射能をエネルギーにしてゼロにするというのがなかなか理解できないんですね。学者によりますと放射能というのはそう簡単に、EM菌をえさにしてなくす、そういった代物とはとても違うのだという説もあるんですね。いろいろ学者によつて、同じ東大の教授でも、片方は怖い、片方は大したことないんだと。片方は100ミリシーベルトなんか平気なんだと言う学者もいますし、1ミリシーベルトでも怖いという学者もいます。こういったことで、どうもEM菌にしるヒマワリにしる容易でないと思っております。

ヒマワリは私のうちでも、昨年、ヒマワリ隊が大分あちらこちらに来たんですね。これは福島県をヒマワリでもって除染しようという活動があつて、全国的な手助けがあつたんですね。そういったことで植えたんですけれども、まずいやになつたのはヒマワリが終わった後の除去ですね。あの根っこが、うちの母ちゃんではとても畑から抜けなかつたそうです。頑固な根っこでとても容易でなかつた。お父さん、ヒマワリはいやしにはなつけど畑を荒らしちゃつてもつてのほかだ、私は植えないよ、こしはやらないよと女房におしかりを受けました。そういったことで、畑の除染に果たして有効なのか。有効な以上に手間暇かかつて容易でなかつた。ただ、土手あたりに植えておいて景観を見てもらつていやしになるのはまた違った効果があるのではないかと、そういう思いでいます。

いろいろと、ヒマワリがいい、あるいはナタネがいいと。ナタネなんかもそういった効果があるとか言う学者もいます。いろいろありますから、その辺それぞれ独自に検討してもらつて、私は、ああいった先進地といいますか、とても線量の高い地域があるわけです。こういった地区の皆さんの一番いい方法で、これが成功したよというのを真っ先に取り入れて、鮫川村はEM菌やヒマワリではなくてまず取り除く作業に取り組んでみてはどうかと今考えております。

取り除くということは、例えば山の除染は屋敷もあり10センチぐらいまではあの腐葉土を取り除く、立ち木を取り除く。そして、取り除いたものは保管場所に埋める、あるいは焼却してバグフィルターつきの、モデル事業で今度焼却炉ができます。こういった焼却炉を上手

に使った方法ですと下流の人に迷惑をかけることはないのではないかと、そういう思いで、今あの焼却炉の利用と、あとは地下への浸透率の少ない、そういった性質を利用した仮保管の場所への保管。3年後、5年後には県あるいは国のほうで最終的な保管場所は設けるそうですから、仮保管しておいて埋めておくのが一番かなと、そういう思いでありますので、ご協力をお願いしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） 確かに、高圧洗浄、土壌除去は私らが想像してみてもちょっと無理なのかなと。例えば福島県の全面積の7割以上は山林ですよ。これをすべて除染する、除去するということはちょっと不可能に近い。国のほうの指導はどういう計画で私は組んだかわからないですけども、ちょっと不可能だと思います。そして、実際に下のほうを除去しても山から必ず、上から下に水が流れます。これは100%のものでなくても何%かが汚染されます。

そして、放射能イコール必ず、この前も商工会にある大臣が来て、放射能イコールがんという話、福島県のがん抑制を全国一でやりましょうという話はちょっとしたのですけれども、放射能イコールがんではないんだよね。放射能イコール免疫力低下なんですよ。どんな小さな、少ない放射性物質だって免疫力は低下させるんです。免疫力が低下するとがんじゃないんですよ。がんにはもちろん最終的にはなるんですけども、がんの手前でいろいろな病気を引き起こしてくる。風邪、肺炎、その他の症状が出てくる。だから早目早目に対応していかないと、国の手法を待ったのでは風邪を引きやすくなったりそういういろいろな症状が出てくると。

だけど、子供の健康などを考えると、そういう知識を持っている親たちは福島県から私は離れるのではないかと思います。ましてや、鮫川村は線量が低いといっても実際のところ何人かはもう鮫川村から離れています。だから、こういう状態を考えるとときにいち早く取り組まないと大変なことになる。今現在、鮫川村の人口はもう4,000人を恐らく切っていると私は思っております。こういう定住人口化を図るのにもやはりそういう対策を図っていかないと、これは大変なことになるのではないかなと。山林の荒廃も何もみんな進むと。だから、そういう状態をいち早く考えて取り組んでいったほうがいいのではないかという思いで私はおります。

それと、この前、村長さんからアララの原則という冊子を私はいただきました。アララの原則というのは、極端なところ、実現可能なだけ低くという意味だそうですけども、この

本によると、要は余り経費をかけないで、財政的にも大変だからそういう手法を考えたほうがいいのではないかなというふうに私は解釈したんです。だから、こういう微生物除染、そういうもろもろをやはり考えて、本気になって取り組むべきではないかと思います。

そういうことで、一応これに関しては質問を終わりたいと思います。

2点目の観光霊園開発についてお伺いします。

一次産業の高齢化、後継者不足に伴い森林の荒廃、田畑の耕作放棄地がところどころ点在し、また今回の原発事故により若者の農業離れが以前にも増して加速し、農地の荒廃がますます進むのではないかと危惧されます。

これらの対策の一環として、山林や耕作放棄地を利用した観光霊園を計画してはいかがでしょうか。これにより人の出入りが多くなり、景観の維持と村の活性化につながる、一石二鳥の策と考えますが、村長の所見をお伺いします。

○議長（前田三郎君） 村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 2番、宗田雅之議員の2番目の質問にお答えを申し上げます。

観光霊園開発についてであります。農林業の担い手の高齢化や後継者不足に加え、昨年の原発事故の影響により若者の農業離れが一層進むのではないかとのご心配はもったものとだと思います。村では、そういうふうにならないように現在できるだけ対策を講じているところであります。先日、議員さんのご協力をいただきまして実施しております畜産農家への乾燥飼料の無償配付も一つの対策であります。

議員ご提案の山林や耕作放棄地を利用した観光霊園ですが、全国には墓地公園あるいは公園墓地と呼ばれ美しい景観を呈しているところが幾つもあります。そのようなところは桜などの名所になっているところが多く、花見の季節には大勢の人でにぎわいを見せているようであります。ただ、一年を通してにぎわっているということではないようであります。墓地や霊園に大勢の人が訪れるのは春や秋のお彼岸やお盆などの特定の時期に偏りますので、観光面の効果についてはよく検討をしなければならないのではないかと思います。

また、あくまで墓地として開発するわけですから、その需要や必要性がどの程度あるかもよく検討しなければなりません。今のところ、村内で墓地が不足しているという状況では私はないと考えておりますが、これも定かではありません。観光霊園としては村外からの需要が問題ではないかと思います。都市部の人の需要がどれくらいあるのか、その辺を見きわめる必要があるのではないかと思います。墓地の需要と供給の関係はどうなのか。高齢になる

につれお墓参りもできなくなる人が多いと聞きます。果たして都会からの交通の便がよくないこの村にお墓を求めて人は集まってくるのか、よく検討しなければならないのではないかと思います。

また、基本的に墓地や霊園の開発はお寺さんなどが行うべきだと私は思っております。以前、ある地区の総代さんに相談したことがありました。この地区では高齢化も進んでおりますし、ある地区では墓地が不足しているということが今は一つの地区ですがあったものですから、相談しましたところ、今の檀家の数では墓地の公園化あるいは墓所の販売活動は資金の面で容易でない、なかなか取り組むことはできない、檀家の理解得られないと、そういう総代さんのお話もありました。

そういったこともありますので、この墓地や霊園の開発はもうちょっと檀家の皆さん、お寺さんとよく相談しながら取り組んでまいらなければならないのかなと考えております。どうぞご理解いただきたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） 要はやはり人が減ってしまう村ね。村が人が減るのに何か対策を起こさなくてはならない。そしてまた、これから関東大震災、中南海三連動地震もあるのじゃないかと騒がれている中、やはり鮫川村から出た方に、例えば次男坊、三男坊に格安で、東京だとか何かではとても、今、坪単価がどうなっているか、私、調べていないからわからないのですけれども、とんでもない価格がするのではないかと。そのために村のほうで格安で提供してやれば、荒廃地というかそういう荒れ地が防げるのではないかと。あとは、自分で墓地をつくれば年に少なくとも3回は来ますよね。3回来て、それだけ村にお金が私はおるといいます。その関連した職業、例えば花でも何でも農家で植栽して、そういうものを売ってもらう。そういう関連した職業もできるのではないかと。そういう関係で一石二鳥という話を載つけたわけなんですけれども、そういう提供をしてやって喜ばれて、そしてまた地元の農家も助かる。そういう方法を考えてみてはと思ってこれは載付けてあるんですけれども、その点についても再度質問します。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 私は、村づくりの基本理念としてとても大事なことは現住人口の維持だということで皆さんにお願いしているところでありますが、その一つの中で、人の集まる村づくりというのはどういう村があるのだということで今取り組んでいるのが、村の中心地

の館山公園の整備ではないかと思います。こういった場所で楽しい花見、年間を通して庭木を眺めたり花を眺めたりできる公園が村の中心部にできる。これは15ヘクタールあります。こういったところをしっかりと守りながら、育てながら、こういった事業にも取り組んでいくべきなのかなと今考えておりますが、どうもお墓というと何となく陰性で、にぎやかな笑い声が聞こえる場所ではないですね。

こういったところで、このお墓をどこに設けるか、村の中心地に設けて商店街のにぎわいを取り戻すか、こういったことが果たしてできるのかなと今思っております。その辺を皆さんでよく協議しながら、共同霊園、都市の人に霊園を提供する。果たして東京鮫川会の人たちはどういう思いでいるのか、そんなことを提案したら協力してもらえるのか、その辺も検討しながら、この共同霊園あるいは墓地公園等はまた皆さんと協議しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） 確かに陰性というか、墓場の場合、イメージ的にはあれなんだけれども、景観整備をすればまた変わると私は思っております。こういう定住化策というのは少しずつでも取り組んでいかないと、やはり定住化にはつながらないのではないかなという考えでおりますので、ぜひともそういう施策も考えるべきではないかと私は思っております。

以上、2点について質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◇ 関 根 政 雄 君

○議長（前田三郎君） 8番、関根政雄君。

〔8番 関根政雄君 登壇〕

○8番（関根政雄君） 今般の定例議会におきまして2点ほど一般質問をするものであります。

第1点目でございますが、県立修明高等学校鮫川校への支援と存続策についての質問であります。

修明高等学校鮫川校は創立以来60年余が経過し、現在まで多くの卒業生を生み、その同窓生が村内外にて大きく活躍をされているところであります。しかしながら、近年の少子化に伴い、入学を希望する生徒数が定員に満たないのが現状であります。定数の半数以下が3年続くと募集停止となり、本校は定数割れが2年続いているために、今年度に定数割れが生じると募集停止となることは必至であります。

これらの危機的状況を回避するための支援策として、今、本村が取り組んでいる施策に準

じた学科の新設、また大学との連携による入学生の募集など、県立高校でありますから県と密に協議した上で存続への転換施策が今必要と思われますが、一体現状の中で課題は何なのか、また存続に向けた対応策について村長のご所見をお伺いをいたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根政雄議員の修明高等学校鮫川校への支援の存続についての質問にお答えを申し上げます。

修明高等学校鮫川校の入学者数が減少し、このままですと、議員ご指摘のように募集停止の措置がとられることを危惧しているところであります。少子化が主な要因ではあるわけですが、本村の高等教育を担ってきた伝統ある高等学校の存続にかかわることであり、関係者一丸となった取り組みが必要であると考えています。

入学生徒の推移を見ますと、平成23年度は19人、24年度が18人で、来年度の入学生徒が20人以下ですと募集停止の措置がとられることになっております。これは、県立高等学校改革計画の中で分校の生徒募集の停止の基準が定められ、入学者数が定員の2分の1以下になることが3年続くと、通学可能な高校がほかにあることを条件に、原則として募集が停止されることになっています。学校関係者によりますと、平成24年度には廃校を検討する委員会がつくられるようであります。

本村における修明高鮫川校への支援策としては、振興会補助金として年額60万円を交付、また軟式野球部東北大会出場に対する助成、村営あおぞらバスの大型化や臨時便運行による通学の便宜を図っているところであります。

学校側においても、東白川郡、石川郡の中学校における高等学校説明会、同校での一日体験入学などを実施するなど、生徒募集の努力を行っているとは伺っております。また、魅力ある学校づくりとして、村民へのアンケート実施により地域の要望を学校経営に生かすことや、授業に商業や情報の科目を取り入れるほか、大豆栽培を通じた食と農業の学習も行っています。軟式野球部活動では、ことしも東北大会出場権を獲得しました。

修明高鮫川校の存続について、議員ご提案の学科の新設についてであります。例えば農業関係の学科に変更あるいは新設することが考えられますが、学校関係者に伺いましたところ、小規模校においてはかなり困難なことのようであります。

次に、大学との連携についてでは、本村と深い関係のある東京農業大学短期大学部などへの推薦入学の枠がとれないのかも相談してみたいと考えております。

入学生の募集停止やその後の廃校問題は県において検討委員会が設置されるなど重大な局面であることから、関係機関と連携して、県教育委員会に対する要望活動などを行いたいと考えております。

なお、同校の存続を図るため、各議員の一層のご協力をお願いするものであります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 関根君。

○8番（関根政雄君） 現状は非常に厳しい状況であり、また24年度には廃校に向けた、募集停止に向けた検討委員会がつくられるということですが、現在、県内に鮫川校のような旧分校が多分4校以上あり、どちらの高校も中山間の私どものような環境の中での高校でありますし、抱えている問題は同じであるかと思います。

我が村にとって鮫川校が募集停止となることについては、村の総合的な活性化、さらには地域の教育力の低下からしても大変大きな痛手でありますので、24年度の廃校に向けた、募集停止に向けた協議会の前に、村としても同窓会や学校関係者と連携してこれに向けた対応策の協議会、こういったものが現在あるのかどうか、ないとすればこういったものを立ち上げてすぐに手を打つ方法が必要なのではないかと考えておりますが、村長のお考えをお伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） この募集停止問題については学校長も十分承知しております。管内の中学校に行って学校の状況を説明しながら生徒募集活動をしているというお話ですが、ただ、県の決まりでありますので、こういった協議会は設置されるわけです。

昨年の震災以降、福島県からはもう6万人以上の皆さんが今避難している。そういったところで、一概に生徒が足りないから、二、三人足りないから募集停止をしていいのかと、これは今大きな問題となっているようであります。こういったことですから恐らく猶予期間が設けられるのではないかと思います。この猶予期間もそう長くはないと思います。ただ、鮫川村にしてみますと、今、鮫川村の子供たち、24年度には入ったのが4人ですか、23年度には2人だったんですね。地元の子供たちがしつかと。ただ、鮫川村の子供たちが入るのが少ないから村で要らないのか、力を入れないのか。そうではなくて、とても大事な学校である位置づけは変わらないと思います。

こういったことで、もう少し地元の学校に地元の子供たちが目を向けてもらいたい。そんな魅力のある高等学校に、学校長の責任だよ、学校長、しつかと、子供に魅力を持たせるよ

うな、希望を持たせるような、目標を持たせるような学校にしてくださいよという願いはしておき、話してはおきました。

こういったことで、同窓会長と相談しながら、役場の姿勢はしっかりと、大事な高校であるという位置づけは変わりなく続けて、また存続活動も続けてまいりたいと思います。

○議長（前田三郎君） 関根君。

○8番（関根政雄君） まさに村長の答弁のとおりでありますので、本村は、今大きな施策として、農業の振興の中心としてバイオマスヴィレッジ構想の中で堆肥センターが今度稼働ということではありますが、今回のような原発事故が直撃して影響を受けておりますが、こういったバイオマス関係の再生可能エネルギーとか、学科の変更は無理としてもそういう教科の導入とか、あわせて県に働きかけ、また村の姿勢も正しながら、今後、存続に向けた一つの施策を講じていただきたいと思います。

10年間で入学生が約1,800人減ると言われて、1,800人となると日大東北高校一つがなくなるくらい子供が減っているので、決して人集めだけでは定数に満たないのが現状でありますので、そういった魅力ある学校づくりもあわせて県等に要望していただきたいと思います。

続いて、2点目の質問に移らせていただきます。

再生可能エネルギー確保の村づくりについてでございます。

昨年の東日本震災による原子力発電所の倒壊事故は全世界を大きく震え上がらせました。また、脱原発が大きく叫ばれている中で原子力に頼らないエネルギーの確保が課題となり、既に産・学・官・民が一つとなって取り組みを始めております。

本村においてもバイオマスヴィレッジ構想による廃油の再生利用や、今年度は太陽光発電の補助支援を導入するなど、その効果には大きな期待をしているところであります。今後は、さらに本村の立地条件や自然環境を生かした再生可能なエネルギーの確保のための施策が一番必要であると考えております。将来に向けた本村に見合ったエネルギー確保について村長のご所見をお伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長に答弁を求めます。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根政雄議員の2つ目の質問にお答えを申し上げます。

昨年の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い日本全体の世論が脱原発に大きく傾き、原子力に頼らないエネルギー政策への転換が進められてきていること

については議員おただしのとおりであります。それに伴い、代替エネルギーとしての太陽光発電等の再生可能エネルギーの利活用が図られてきております。

本村におきましても、地球温暖化の原因となる温室ガス効果の削減なども含め、今年度から住宅用太陽光発電システム設置者に対する補助金を交付することとし、5キロワット、24万円を上限に1キロワット当たり4万8,000円を交付することといたしました。

また、福島県再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業補助金の申請を行い、再生可能エネルギー等の地域資源を活用した災害に強い自立分散型エネルギーシステムを導入する事業として、役場庁舎、保健センター、青生野小学校、幼稚園の4施設について、県の補助金の配分の内定を受け、今年度事業として役場庁舎の太陽光発電について事業を進めております。残りについては、本年度以降、逐次実施していく予定になっております。

さらに、平成24年3月策定の鮫川村復興計画の5つの大きな柱の一つであります再生可能エネルギーの導入促進を進めるため、太陽光、風力、水力、バイオマスなどの再生可能エネルギー利用の促進を図っていくため、復興計画の実施計画の中に組み込んでいくこととしています。

また、平成16年2月に策定しました鮫川村地域新エネルギービジョンで計画しておりました太陽光発電導入事業、風力発電導入事業、マイクロ水力発電導入事業、木質バイオマス発電導入事業、畜産バイオマス発電導入事業等の個々具体的な内容の見直しを行い、1,000キロワット以上の発電量のメガソーラー発電所の誘致等も視野に入れた内容で今後計画に取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解とご協力をお願い申し上げ、質問への答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 関根君。

○8番（関根政雄君） 今回の定例議会にも庁舎等の太陽光発電の調査費ということで導入の上程をされて、今、村長の答弁のとおりであります。太陽光発電、さらには風力、木質燃料の発電と、電源を確保するためのさまざまな方法が今、自治体で導入されておりますが、本村の場合に、立地条件を見ますと中山間であり、高台であれば太陽光の光源は確保できると。

それ以外に重視されているのが林地残材の活用、山に切り捨てられている木材の活用、これらの木質バイオの発電、それから「さざり荘」では既に薪ボイラーの導入、これは県でも大変注目して視察が絶えないところでありますが、燃料としての利用、さらには省力発電としての木質の利用も視野に入れながら、本村に見合った施策を講じていくべきなのかなという考えでおります。

あと一つは、電力発電とは別に薪ストーブの普及。薪ストーブ普及率世界一という自治体が岩手県にございますが、隣の古殿町では薪ストーブ等々への助成、さらには木質バイオマス発電の調査がもう既に始まっておりであります。こういった新たな、山に捨てられようとしている資源の活用を今後視野に入れながら調査研究をすべきであると考えておりますが、村長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根政雄議員の再質問であります。まず私は木材資源がそのバイオマスの、木質バイオマスを利用した施設、例えばバイオマスボイラーとか薪ボイラーですね、こういったのを、例えば隣の古殿町、埴町は林産の資源がちょっと違うんですね。相当数の針葉木の植林があるんですね。そして木材工場も相当あるんです。そういうあれで木の皮とか廃材が出るんですね。とても有効な手段と思っております。

鮫川村の材はほとんどよそへ行って加工されているんですね。ですから、村に残っているのはそれこそ間伐材の残り木で、恐らくそれを大きなエネルギーとして変えようとした場合にはまたそれ以上必要な量になるのではないかと、賄うほどの量はないのではないかと。村で考えるのには、家庭用のそれこそ薪ストーブに支援を出す程度の材ではないかという思いであります。

ですから、今、村で考えようとしているのは、こういった自主財源の乏しい村であります。土地は有効な広い土地を持っているんですね。特に、今、牧野などは線量が高くて放牧できない状態ですね。これが果たして何年続くのか。恐らく放牧可能になるまでは全部、草地のまき直しとかそういった作業が伴うと思うんです。果たして今の畜産農家に放牧場の草地のまき直し、転換ができるのかなという思いもあります。こういったところを検証しながら、太陽光発電のメガソーラーの導入などを考えてみてはどうかなと。恐らく10万、20万規模のメガソーラーを導入した場合に、これまた違った自然エネルギー、再生可能エネルギーの基地として鮫川村をアピールできるのではないかと、そういう思いもあります。

この辺、まだまだこれから皆さんと相談しながら考えていくところでありますが、こういった太陽光発電に今、村は重きを置いて、有効な土地がたくさんあります。その有効な土地の利用を考えた場合にはそちらのほうに転換してはどうかなという思いでありますので、ご協力をいただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 関根君。

○8番（関根政雄君） 関連して、話の角度をちょっと変えさせていただきたいのですが、今

注目されている「さぎり荘」の薪ボイラー、ガシファイアーが薪のままくべられるということで注目されております。今年度、堆肥センターの近隣に薪ステーションが建設されて、今、村内の支障木の落葉樹が山になっておりますが、現状の「さぎり荘」の必要とする薪の量と集荷量のバランスはどのようになっているのか。ちょっと余りぎみなのかなという見方しておりますが、いかがでしょうか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根議員の「さぎり荘」の薪ボイラーへの供給と需要とのバランスであります。今、薪ボイラーは1日当たり800キロあれば十分ではないかと思っております。これに対して供給量ですが、館山公園の残材が出ました。あの木と、あと日陰林の除去作業今をしております。こういったところの材の利用だけで十分間に合ってしまうんですね。またあと貯木場というんですか、薪の小屋もできていなかったものですから一般の買いつけは行わなかったのですけれども、薪は四、五年は屋根つきの場所ですと保管できます。こういったところで農家の皆さんのあちらこちらから今電話が入っているようです。買ってもらえるのかという案内です。

こういったことで、年内は無理だというお答えをしておきましたが、来年早々には早目に小屋をあけて中に保管すれば、村の館山公園の残材あるいは日陰林のあの木は外へ出しても、農家の皆さんの要望にはこたえなければならないのかなと、そういう思いでおりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 関根君。

○8番（関根政雄君） 木質バイオマスの発電所を導入したとなると、多分この近隣の林地残材では足りなくなるという予想、それから家屋の廃材まで入れないと原料が足りないということも言われておりますので、我が村は我が村に合った施策といえば薪ストーブ、こういった小力の、小さい力のエネルギー確保ということだろうと思います。

今、村長の答弁で買ってもらえないかという村民がいるということは、まさに、皆様ご承知の高知県のNPOの土佐の森の救援隊ですか、救援隊の手法をうちの村の担当課の係も参考にされたのかもしれません。メンバーの方々が林地残材を集めて、それをトン当たり3,000円から5,000円ぐらいで売ると。月数万円から多い人で10万円ぐらいの価格で売れるということですが、これは木質バイオマス発電に供給されるようであります。この土佐の森が賢いのは、その売った代金を地域通貨、要するに地元でしか使えない商品券ですね、それにかえるということで、A・B材は木質の市場へ、そして市場に持っていけないC材を

売って晩酌にしようというテーマ、そういうキャッチコピーでやられていて、年間400万以上のお金が商店街に流れると、こういう仕掛けになっています。

今のところ、ことしいっぱいはちょっと買えないということですが、来年度以降です、村の薪ストーブ等々の普及もあわせてしていただきながら、そういった地域通貨の導入をしていただきながら、村内の商店街、ガソリンとかお酒、日用雑貨、食品というところまで波及効果が出れば、村民にとっても、また内需拡大にとってもいい施策だと思いますが、最後にこの1点だけお聞かせいただいて、一般質問を終わりたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根議員の、買った薪代金の支払いはどうするのだ、現金なのかそれとも地域振興券なのかということですが、職員は、全額はどうか、私に、地域振興券の利用等も考えにある、そういうお話をしておりました。これが全額ではなくて、半額は地域振興券、半額は現金と、その辺よく相談しながら、これは商工会等もそうですし、薪の供給者の皆さん方の意向等も考えながら具現化していきたいと思っております。村の商工会の振興を願う場合にはとても大事な手法であるのではないかと考えております。こういったことで、ぜひ多くの振興券の利用を指導していきたいと考えておりますので、ご協力いただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 関根君。

○8番（関根政雄君） 前向きなご検討をお願いしまして、私の2点の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（前田三郎君） ここで10分間休憩します。

（午前11時08分）

○議長（前田三郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時18分）

◇ 星 一 彌 君

○議長（前田三郎君） 一般質問を行います。

7番、星一彌君。

〔7番 星 一彌君 登壇〕

○7番（星 一彌君） まず、県の町村会の総会におきまして大樂村長が功労賞ということで、

画される平成27年度からの第4次鮫川村振興計画にも反映されることとなりますので、引き続きご支援とご理解をお願いいたすところであります。

以上で7番、星一彌議員の1つ目の質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 星君。

○7番（星 一彌君） 国の指針としては、原発の依存度も大体15%ぐらいしか将来は見えないようでございます。どうしてもやはり脱原発には変わらないようであります。県の方針としても、ソーラー発電を一般家庭に2020年までには普及するというような報道もあるようでございます。

我が村におきましても、5キロ上限で24万の補助金が提示されておるようでございますが、実は私も若干ソーラーを設置しています。それで、実際に私が頼んだ業者ではないのですが、郡山の業者にちょっとお聞きしました。大体どのぐらいの工事費が必要なのでしょうということでお話を聞きました。その中で、一般家庭で大体1日1.5キロぐらい使用する家庭だと計算すればやはり3キロから4キロぐらいは必要であろうと。工事費はどのぐらいかかるのというふうな踏み込みでも聞いたのですが、それは条件によってももちろん違いますけれども、屋根の上にやるとするならばやはり200万円以上はかかるだろうということが答えとして返ってきたようです。そうすると、鮫川村で補助金として出しているのが24万というと、その数字が正確だとするならば1割強ぐらいしかないのかなと。

それで、現在、新年度の予算の中で注文というかやってみたいという方が何人おられますか。その辺がわかったらちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 24年度から今10台予定として240万を予算化しておるわけですが、今のところ何人だったか、担当課より申し込みの数については、詳細については担当課よりお答えをさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 企画調整課長。

○企画調整課長（石井 哲君） 企画調整課からお答えします。

今のところ、申し込みが正式にあったものについては数字としては上がっておりません。と申しますのは、補助金の性質上、国の補助金の申請後に、その補助金の申請書と許可となったものを添えての申請という形になりますので、今のところ、問い合わせは何回かございましたけれども、申請として上がっているものは一件もございません。

○議長（前田三郎君） 星君。

○7番（星 一彌君） やはり新年度の予算ですからなかなか希望者も手を挙げられない部分があるのかなと思いますが、工事費から云々計算しますと、いま少し村のほうでも補助率をアップしてはどうかと思うような気はしますけれども、それは今後の課題としてお含みをいただきたいと思います。

私が聞きたいと思うのは、関根議員がバイオマス関係をやりましたのでその部分は私は割愛しますけれども、水力発電というふうに置きかえてはどうなのかなというふうに感じております。というのは、昨年の会津の豪雨のために会津地方の発電所がほとんど今停止状態なんです。それで、その地域ではもう絶対地域としては認めないと、そういうような新聞報道もあるようです。幸い鮫川村におかれましては非常に災害も少ない、そういう地域でございますので、水力発電にある程度依存してはどうかと、そういうふうに考えております。

実は昭和28年ですか、鮫川でも発電所を設置する計画があったわけです。最終的にできなかった部分は私にはわかりませんが、かなりの出力を要望してあります。ちょっとわかった部分で報告しますが、最大能力で655キロワットアワーということで常時563キロと。そうすると450戸ぐらいは賄えるというような計算でございます。

先ほど村長からメガソーラーを含めて1,000キロというような話もございましたけれども、この水力を生かせば半分ぐらいは目的達成できるのかなと。鮫川村の条件ですと、上流ですから落差があるので下流のほうみたいに工事費はかけないでできるのではないのかなと、そういうような感じもしております。

下流には鮫川発電所と雨谷発電所がございますので、その辺もちょっと調べさせてもらいましたけれども、雨谷発電所の場合には常時450キロということで300戸ぐらい賄っております。古殿にある鮫川発電所の場合には常時2,000キロということで、家庭だったら、常時1,500キロだったら1,300戸ぐらいは賄えるというような返答でございました。自然エネルギーです。この鮫川村の条件を生かした水力発電ということを村長はどういうふうにお考えになっているか。突然の質問かもしれませんが、お考えがあったらひとつお願いしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 7番、星一彌議員の村の自然エネルギー、水力発電の利用はどうかというお話ですが、まず先ほどの太陽光発電の補助金ですが、今、村が、先ほどキロ当たり4万8,000円で5キロを限度に24万というお話をしましたが、そのほかに国と県もございます。国が3万と県のほうで5万ですから合わせて8万ですから、5キロワットをつけますと40万。

この限度はもっと、県が9.9キロ、10キロワット近くまであるんですね。条件はいろいろでその上限が違いますけれども、5キロワットでそうです。ですから40万、合わせますと64万が5キロワットですとあるということです。ですから、3分の1ぐらいはあるのではないかと思います。

あと、水力発電であります。確かにこういった自主財源の乏しい村で、余り交付税、交付金に頼らないで自立できる、それこそそんな手法も必要なかなと思っておりますが、突然の質問で、私、果たしてこういった、恐らく何年か設置の研究をして費用対効果も考えてみなければならないのではないかと思います。

差し当たり今お願いしているのがメガソーラーの基地にしようということで、1,000キロワット以上の太陽光発電の基地を今想定しております。これを村でやるというのではなく民間の企業が手助けしてくれないか、そういう思いで今発信しようとしているところでありますので、水力発電は折々職員に費用対効果等を検討させて、取り組んでいくべきかどうか検討させていただきたいと思っております。

太陽光発電は相当効率が悪いそうですね。1割ちょっとなら利用率がない、少ないそうです。その辺もあわせながら水力発電等も考えさせていただきたいと思っておりますので、差し当たり、今やる、やらないでなくて費用対効果、そして鮫川村が果たして水力発電に適しているのか。恐らくダムにしますと、それだけ地域に迷惑をかけるようなことになるのではないかとと思われる場所もあると思っております。そういったことでご理解いただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 星君。

○7番（星 一彌君） メガソーラーに村としては重点を置くと。私は拒むわけではございませんけれども、どうしてもやはり曇りの日は発電力が鈍い、雪が降ってしまうと解けるまでは発電効果がないと、非常にデメリットもあるわけですね。

水力発電の場合には、自然の水を利用しながら落差を利用して発電するという。長野県あたりでは水車でも発電していると、個人的なうちですが。そういう家庭もあるものですから、落差の大きいこの鮫川村が水力発電には最高の地ではないか、条件ではないのかなということもありますので、今後の代替エネルギーの関係においてはぜひひとつご検討を願いたいと思っております。

それでは2つ目に移らせていただきます。定住人口確保の課題と生活環境づくりについてでございます。

全国的な少子高齢化の進行により各市町村において人口減少がやむことなく、ますます厳

しい町村の維持が待ち受けている現況であると思われます。村においては毎年村営住宅が建設され、若者の住みやすい環境が整備されつつありますが、これからもこのままでよいのか。住宅造成においても工夫も必要ではないでしょうか。幸い本村は放射線量の低い地域でもあり、住む環境はいいでしょうが、生活するための環境づくりが最大の課題と思われます。村内の若者定住はもちろん、村外から受け入れるための職場、道路の対応、また新たな滞在型農園について村長の考えをお伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長に答弁を求めます。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 7番、星議員の2つ目の質問にお答えをいたします。

全国的な人口減少社会の中で定住人口を確保し村を維持していくのは、星議員ご指摘のとおり大変厳しいものがあるかと思います。

村では、定住人口の確保のために、若者が住みたくなる、魅力ある公営住宅の建設を進めてまいりました。今年度も広畑団地において2棟7戸の建てかえ事業を行います。村営住宅の建設は、若者の村外の流出を食いとめ、村内への定住を誘導する上で有効な施策であったと認識しております。今でも若い世代を中心に村営住宅は人気があり、常に空き室がない状況であります。

住宅対策として村営住宅だけでよいのかということ決してそうではなく、多様な住民のニーズにこたえるためには分譲宅地も必要だと思います。現在、村が販売している分譲地は宿ノ入団地ですが、4区画のうち1区画が販売済みで残りは3区画となっております。住宅用地を求めている人にそこに住んでみたいと思ってもらえるような魅力ある住宅用地を用意することも、定住促進に取り組む上ではとても大切なことであります。価格、交通の便、周囲の環境など、購入者が何に一番魅力を感じるかはさまざまだと思いますが、住んでみたいと思ってもらえるような質の高い、魅力的な住宅用地を整備することも定住対策としてとても大事なことだと思いますので、今後十分検討してまいりたいと思います。

また、定住人口の確保のために就業の場の確保が住宅政策と並んでとても大事なことであります。職場が近くにあることが村内への定住を誘導していくのに不可欠であります。就業の場の確保には企業誘致が有効であると考えられますが、今の日本の経済や社会情勢を考えると企業誘致が簡単に実現できる状況ではないと思いますが、誘致する努力を当然しなければなりません。幸いにも村には工場などを誘致できる土地がたくさんあります。今後、積極的に企業誘致に取り組んでまいりたいと思いますので、議員の皆さんにもぜひ積極的な活動

をお願いするところであります。

あわせて、今、村内にある企業などを支援し新たな雇用の創出を促すことも大事なことだと考えております。また、働く場として農林業にも可能性があります。特に、新規就農を希望する人への支援が今後ますます大切になってくると思います。また、就業の場は村内だけに限定されるものではありません。通勤可能なところであれば村外でも構わないと思います。そのためにも道路の整備はとても大事です。季節に関係なく安全に通行できる道路を整備することは定住条件の基本であると思いますので、これからも道路対策にはしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

また、滞在型農園、クラインガルテンであります。交流人口を拡大し村内の定住へ誘導していくためにはとても有効な施策だと思いますので、今後十分検討していきたいと思えます。定住対策を進めていく上で大事なことは、鮫川村を、そこに住んでみたいと思ってもらえるような魅力ある地域をつくることだと思います。これからもさまざまな視点から生活しやすい環境を整備し、若者の村内への定住を誘導し定住人口の確保に努めていきたいと思えますので、よろしくご協力をお願いしたいと思えます。

以上で7番、星議員の質問への答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 星君。

○7番（星 一彌君） ありがとうございます。

どこの町村においてもこの人口減少というのは非常に頭の痛い問題であろうかと思えます。各町村において人口減少をどれだけでも食い止めるための施策がいろいろ催されているわけです。

実は滞在型農園ということは、昨年6月に会津の下郷町ですか、あそこに行ってまいりました。3年間で30棟をつくるそうなんです、私が行ったときにはまだ10棟しかできていなかった。山肌をむく程度にして、やはり起伏に飛んだような条件で整備されておるようでございます。10軒の入植者もありました。福島県の人と比較的少なく、むしろ関東地方の人が多かったようです。それで、24年度で30棟できるそうですが、既に30名の方が入所、はや既に決まっているというように非常に魅力のある農法でないのかなと。

鮫川村に置きかえれば、「手・まめ・館」あたりに農産物のつくったものをどんどん交流しながら入れると。最終的にはやはり人口減少のとりでにしたいなと、そういうような考えもあろうかと思えますので、ぜひ検討していただきたいなと思っております。

そうした鮫川村で今までやっているような事業を貝泊地区でも実はやっています。二、三

年前にその地域に行って研修してきましたけれども、非常にリーダーが活発である。やはり行動的であるということが第一条件であろうかと思います。炭焼き体験あるいは農業体験、いろいろな体験実習もやっています。鮫川村でも農大生を初め若い大学生がどんどん交流しているわけですから、やはりこれからはそうした若い人たちにとどまっていただくようなそういう施策というんですか、魅力のあるような村づくりが大切ではないのかな、そういうように感じておりますけれども、今後の村長の考えにつきましてももしもお答えがあったらひとつお願いしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 今、星議員が話されたのは、滞在型農園が下郷町にあるんですね。クラインガルテンと申しまして、これはドイツで今から200年前に考えた、町の人が滞在して、そんなに長期には滞在できないんですが、1カ月ほど住んで小さな部屋で生活するんですね。恐らく面積は1区画が300平米と言っていましたから3畝で、年間40万だそうです、下郷でやっているのは。ただ、そこに住み込んでも住民権は取得できないそうです。通うか滞在型農業といって農業を体験して、生産する喜び、自分で食べるものを自分でつくるというそういった体験農園。鮫川村でも今、水田のオーナー制で渡瀬地区でやってもらっています。渡瀬地区では東京の目黒区の人たちが多いのかね。鮫川出身の須藤春夫さんあたりが中に入って20人ぐらいの人が水田をやっているみたいです。

こういったのを場所さえあれば、今度、堆肥センターで、田んぼがあそこには、皆さん確認していると思いますが、3反歩ほど合わせてあります。畑も4反歩ぐらいあります。あれを今、東京農大に開放しておりますが、ああいった農地、あの付近にそういった農地を借りて町の人に貸す。あるいは鮫川村の住宅に住んでいる人に農地を貸し付けて農業を体験してもらおう。そういった公営住宅に住んでいる人たちに募集してみますか。どうですか、鮫川で農地を準備します、そこで農業を体験してみませんか、自分の食べる野菜を自分でつくってみませんか、こういった手法で呼びかけてみて、鮫川村の公営住宅に住んでいる人たちにまず農業を体験してもらおう。こういった手法もおもしろいのかなと、今、滞在型農園のお話を聞きながら考えておりました。1区画3畝で40万だそうですから、鮫川村は、公営住宅に住んでいればそれこそ農地はただで貸してもいいのかなと。そういう場所を鮫川村の中心地に見つけることできないかなと、そういう思いで今おります。

そういったことで鮫川村の農業を知ってもらって、まず町の人に知ってもらう前に農業の体験のない公営住宅に住んでいる人たちに農業を知ってもらい、農業のすばらしさか容易で

なさか、そういったのを土地の住民と同じく、鮫川村に住んでいながらわからない人もいるわけですから、そういったことで村の農業の振興を図っていくのも一つの方法かなと今考えております。その辺も皆さんと一緒に取り組んでまいりたいと思いますので、余り答えになっていないかと思いますが、滞在型市民農園を鮫川風に何かアレンジしてそういった農園を利用していきたいと思いますので、ご協力をお願いしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 星君。

○7番（星 一彌君） 時間も迫っていますけれども、関連質問なのでちょこっと村長の意向をお聞きしたいのですが、村の公共施設の中に借用地というのがかなり入っていると思いますけれども、これからの若い人たちの負担を軽減する意味でなるべくは買い取るとか、あるいはまた違った機会を求めてつくり直すとか、その際にはやはり村の土地になったほうがいろいろ事業をするのに便利ではないのかなというふうに感じておりますし、今後できる限りそういう方向で進んでいただきたいと。

それから、先ほど申しおくれましたけれども、鹿角にクロカンという施設ができました。それに東北一であろうと思います舘山公園、これが完成すれば全国に誇れる公園であろうと。そういうことでございますので、ぜひ村としてもPRを兼ねて、今後、村の発展のために寄与していただきたいということでございますので、村長に一言お答えをいただいて、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 7番、星議員の、村の借地している土地を、できるだけ借地はやめて村の土地として買い求める努力をしようということであります。またあるいは、どうしてもそういう村の土地にならないときには新しい場所に、村の土地にそういうのを建ててその土地は返還すべきではないかという質問であります。私もそのとおりだと思って契約のたびに努力しているところであります。

ただ、契約のたびにこういったお話をさせてもらうのですが、更新のたびに借地料は下げております。そして、なおいかがですかという打診もしております。ですが、どうしてもやはり貴重な財産なものですからなかなか思うようにいかないのが現実であります。今、年間、村で合わせますと借地料は600万ほど払っているかね。

〔「640万かな、正確には」と言う人あり〕

○村長（大樂勝弘君） まあそのぐらいの借地料ではないかと思いますが、今、村でいろいろ施設を建てていますときに、今のところは借地で建てているものはありません。全部買い上

げてからということで、売ってもらえない場合にはその場所には建てないと、そういう方針
でおりますので、ご理解いただきたいと思います。今の借地もできるだけ買い受けて、次の
代にはそういった負の遺産を残さないように努めてまいりますので、ご協力をお願いしたい
と思います。

○議長（前田三郎君） 星君。

○7番（星 一彌君） 以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（前田三郎君） ここで午後1時まで休憩します。

（午前11時50分）

○議長（前田三郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

◇ 前 田 武 久 君

○議長（前田三郎君） 一般質問を行います。

11番、前田武久君。

〔11番 前田武久君 登壇〕

○11番（前田武久君） 今回の定例議会は1点について一般質問をさせていただきます。

振興計画の作成について。

本村の振興計画は、従来のコンサルタント任せの計画から、行政に携わる職員、住民の知
恵と発想から成る手づくりの振興策として平成16年度に10年間の計画期間をもって作成され、
スローライフを基本理念とされた。また、鮫川村過疎地域自立促進計画は、平成23年3月、
あの忌まわしい東日本大震災、福島原発放射能汚染以前に作成されたものであり、実情に即
した再編、検討を図る時期に来ていると思われる。

特に、経済、産業の構築、福祉と防災の行政推進策を村長に伺いたい。教育の所信につい
ては教育長にお願いをいたします。

以上、質問といたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 11番、前田武久議員の質問にお答えをします。

振興計画の作成についてであります。平成18年3月策定の第3次鮫川村振興計画は、第

2次振興計画の成果を踏まえつつ、平成17年度から平成26年度までの10年間の村が推進すべき基本的な方向、将来の村づくりの基本方針そのものでありました。

本計画は、町村合併を選択せずに小さな村が生き残っていくため、限られた行財政の中で特徴ある自立した村づくりを目指したもので、多くの課題を抱えた中での計画でありました。また、計画の作成には村民の方々の参画が不可欠という基本的な姿勢から、計画案を作成する段階から多くの村民の方々の参加をいただきました。

そして、村づくりの基本理念を農村本来の環境に優しい心豊かな暮らし方である「まめな暮らしを生かした村づくり」とし、基幹産業である村の農業の振興を図りながら、高齢者と若者の共存できる明るい未来を展望できる村づくりを目指し、協議を重ねたものでありました。

各分野別計画では、農村の再生ビジョン、農村の環境ビジョン、農村の暮らしのビジョン、農村の人づくりと産業ビジョンの4つの将来像を示し、それぞれの分野で具体的施策、事業に取り組んでまいりました。毎年4月に広報でお知らせしております予算の概要がそれぞれの計画を分野別に具体化したものであります。

平成27年度からの第4次振興計画については、基本的に第3次振興計画で進められてきた方向性を引き継ぐとともに、昨年の東日本大震災からの復興を目指す鮫川村復興計画によって補完される新たな計画を加味した内容で継承するものになると思います。本計画は今年度からその準備段階に入り、今後、地区懇談会の開催、計画に対する住民意見の募集、策定委員会の開催、住民アンケートの実施などを行っていく予定であります。

議員おただしの経済、産業の構築については、まず村の基幹産業である農業の振興を図るための遊休農地対策、鮫川ブランドの確立などの持続する安全・安心の農業、農業の6次産業化、農産物の地元消費の推進をさらに進めていき、次に商工業の振興については、商店会連携による商業の活性化を目指す共同店舗の開設、商店街の滞在時間を延ばす工夫として整備されました舘山公園を訪れた人々が商店街へ足が向くルートの開発、中心市街地の活性化に取り組み、かつてのにぎやかな商店街の復活が図られるような施策の展開を商工会関係者を交えて計画をさせていただく予定であります。

また、福祉については、幼児から高齢者に至るまでまめ達者で生きがいを持って鮫川村で暮らせるよう、これまでの取り組みを継承し、さらに進めていく計画に取り組んでまいりたいと考えております。

防災については、今回の大震災の教訓を踏まえ、鮫川村復興計画の大規模災害に備える防

災体制の確立を図ってまいります。

これらの取り組みを基本に第4次振興計画の策定準備作業を進めてまいりたいと考えておりますので、議員各位のなお一層のご理解とご協力をお願いするものであります。

ご質問のもう一点であります鮫川村過疎地域自立促進計画であります。これにつきましては、過疎地域自立促進特別措置法が平成22年4月1日から28年3月31日まで6年間延長されたのを受けて、平成23年3月に計画の策定をしております。この改正では、地域医療の確保、生活交通の確保、子育て支援などのソフト事業が新たに過疎対策事業債の対象になりました。

本計画の策定に当たりましては、本村の現状と課題を洗い出し、過疎債を活用した6年間の自立促進を図るための事業計画をいたしました。実施に際しましては、財政事情を勘案しながらその都度事業を選択してまいりたいと考えていますので、ご理解を賜りたいと思います。

最後に、教育に関する分野については教育長より答弁をいたします。

以上で11番、前田武久議員の振興計画についてのお答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 次に、教育長、奥貫洋君に答弁を求めます。

〔教育長 奥貫 洋君 登壇〕

○教育長（奥貫 洋君） 11番、前田武久議員の教育に関するご質問にお答えいたします。

鮫川村教育振興計画は、平成21年度から平成26年度までの計画に従い現在推進しているところであります。これは、目指す子供像として、学ぶ意欲、それから自尊感情、規範意識、体力、郷土愛を挙げ、4本の施策として、1つは、豊かな人間性をはぐくむ学校教育の推進、2つ目として、心の豊かさと生きがいに満ちた生涯学習の推進、3つ目として、健康と生きがいをはぐくむ生涯スポーツの振興、4つ目は、地域性豊かな文化の伝承と創造を掲げて推進しております。

教育振興計画の策定に当たりましては、福島県の第6次福島県総合教育計画及び平成24年度アクションプランや鮫川村の振興計画を受け策定することになっておりますが、実施していく上では適宜、微調整も必要かと思っております。特に少子化の振興、家庭環境の多様化、情報化、国際化、地域の教育力の変化、人権感覚の高揚、子供の安全対策など、子供を取り巻く社会環境の変化を考慮に入れた推進計画にしております。

そして、教育や体育、文化に関する部門では、鮫川村の地域から広い世界を見ることがのできる人材の育成を目指し、鮫川村の将来を担う子供たちを健やかにはぐくむことは最も重要

な課題ですので、そのために村民全体で共通した認識として醸成し、実践していくことが何よりも大切であると考えております。

以上を申し上げ、前田議員のご質問へのお答えといたします。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） 村長に再質問をいたします。

経済、産業の発展には欠かせない、特に国道の289号と349号ですか、その現在の進捗率でございますが、ご案内のとおりでございますがなかなか思うようにいかないと。あの中野のトンネルですか、これは間もなく今年度には開通の運びになろうとは思いますが、それ以外、ある程度、国道の延伸の構想はできておると思いますが、これらの早期改良、推進を図るべきだと思うのです。それらについてどのような働きかけを持っておるのか村長に伺いたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、鮫川村の国道は2本とも3けたの国道ということで、なかなか3けたの国道までは今の国の財政事情からは手が回らないのが実情であるようであります。

今、349号のトンネルは議員お話しのとおり今年度中には、4月いっぱい完成の予定であります。これから先、今度は滝ノ下も工区に入るわけですが、これはまだ予算化はしておりません。349号をできるだけ早い時期にセンターラインのある道路にすべきだという要望活動は、期成同盟会の総会のたびに申し上げております。

あと289号であります。これもことは、去年は震災のために総会はなかったのですけれども、今度、7月に入りまして289号の期成同盟会の総会が東京のグランドアーク半蔵門で行われます。これは会長が渡部恒三先生です。最後の話題ということで一生懸命頑張って、この進捗率を高めるようにお話をしていきたいと思っております。

渡瀬工区は今年度中に着工の予定であります。渡瀬工区から始まりまして、中野町の信号機のところからです。信号機から、あれは関口というんですか、あの方向に向けて、あと関口のほうから、今、県代行で改良しました関口の道路を通りましてバイパスになります。鹿角平に出る、姿平に出る路線が今一番の早道かと思っておりますので、その辺をあわせて住民の皆さんに理解をいただきながら、289号の改善は取り組んでまいりたいと考えております。

あとは、常々申し上げているのが深沢なんですね。西野沢地区、今度もバイクで転倒事故があったようでありますが、この地区を鮫川村が一番先に、出口あるいは玄関口なんだということで私は村長に就任したその15年からお願いはして活動をしていたのですが、佐藤栄佐

久知事の時代に、ある程度の289号の深沢の改良工事の図面ができたのですが、政権交代になりまして、佐藤雄平知事になりましたときにあの地図はなくなったようです。新たな地図になりましたから、あの佐藤栄佐久知事の時代の深沢の改良地図は没になりました。まことに申しわけないと思っております。

それで、優先されたのがいわき側から鮫川村は始めさせていただきますと。何回言っても、今まで8年間連続、私はその事情を話してきました。あそこは鮫川の入り口でもあるし出口でもある、あそこを改良しないと鮫川の安全は守れないんだと何ぼ言っても国には聞いてもらえませんでした。棚倉は土木事務所も県南建設事務所もです。

そういったことで、最終的にはあそこは冬期間の防雪、凍結防止剤の無人機というんですか、あれをふやすことで何とか村長にお願いして、あれをふやすことによって安全を確保して、そしてできれば順序よく、いわきのほうから、東のほうから順次改良させていただきたい、そういったお願いをされてしまいまして、今それで承諾してそちらから取り組んでいるところでありますので、そちらが終わり次第、西野沢になりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） 県のほうへの働きかけは村長からされておるということで承知しましたが、関口から先ですか、その法線は前に話されておるような、鹿角平の後ろを回るといような法線になるのかどうか。その辺の具体策はできておるのかどうか、聞いておるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 詳しくは地域整備課長より答弁させていただきます。

○議長（前田三郎君） 地域整備課長。

○地域整備課長（近藤保弘君） ただいまの質問ですけれども、289号の関口から姿平の間の道路ですけれども、それについては、代行で終わっている関口の三差路あると思いますけれども、そこから鹿角にあるボラ坂という、急のところを通らないで今言っているとおり、陰を通って、あの舗装されているところですね、林道で舗装したところを通って行って姿平に抜けると。姿平から青生野小学校までの間を289号の改良としてやっていくということで、349号の予算でなくて289号の予算で姿平から青生野小学校までやりたいというような予定を立てています。

ですから、今言った関口から姿平については、今言われたとおり林道のほうを通るという予定になっています。

以上です。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） 今申し上げていることは次回の10年間の振興計画で考慮してもらいたいというふうな意味でありますので、十分その辺をご理解いただきたいと思います。

それと、国道はそのくらいで村の既存道路ですか、行きどまり地区の道路がかなりあります。今回の震災で避難道路、そしてまた生活道路である村道、林道、その辺の解消計画についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、村道の砂利道の改修であります、遠ヶ竜・戸草線は今年度中に全線開通になります。

あと、行きどまりは大根屋敷から石井草、この大久保地内の改修ですが、今年度の予算で大久保地内、石井草から山際まで村の負担分は予算化させていただきました。あと、山際に入ってからには棚倉の森林管理地のほうで道路開設をしていただくようになっております。それは了解をいただいております。砂利道での開通ということになります。利用頻度によっては早目に舗装道路も考えていかなければならないかと考えております。

あとは、今、要望活動もございました越虫から青生野に、塙町に出るところなんですね。この改修なんかも、これはまだ計画にのっておりませんが、今年度中に計画し来年度は実行しなければならぬ路線かなと考えております。

逐次、皆さん方の要望によりまして村道あるいは林道の改修等は取り組んでまいらなければならないかと思っておりますので、鯨川村の道路は延べで330キロ、そして農道、林道を含めると20%がまだ砂利道であります。この辺を早目に改修しなければならないと思っておりますので、どうぞご協力をよろしくお願いします。

もちろんこの改修・改良工事には国の補助金を待って、単独の事業は余りやらないように国の補助事業を取り入れながら取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いします。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） かなり道路事業は大変な予算が伴うものでございます。しかしながら、村としては今回も陳情に上がっておる先ほどの関口線ですか。そのほかに越虫から田代

へ抜ける道路なんです、それらも以前から陳情があつて、十数年前にも採択されておるといったものであるはずであります。そのほかに膨大な採択件数があるはずで、それらのものをよく精査して優先順位を定めて、後から上がってきたものを先にするような道路行政ではなくて、今回の見直しの新たな振興計画に盛り込んでいただきたいというふうに考えておりますが、それらについて村長の所見をお願いします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 過去にも何回か、今までの要望活動の成果はどうなんだ、実施ぐあいはどうなんだという質問を何回か受けております。その辺を今回きちんと精査し、第4次の振興計画の中に反映させていきたいと思ひます。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） 次に第1次産業ですが、村長はこの農業振興に力を入れておられて、今回の震災というか原発汚染でもって本村は大変な打撃を受けたわけですが、今後、農業の振興策として、今年度から運営開始となります堆肥センター、それから「手・まめ・館」の問題等々において振興公社を立ち上げるというふうな事業計画も入っておったわけですが、これらについてもさらに継続され、振興公社を立ち上げるということが具体化されるものと思ひわけでございます。

今、準備委員会というものが立ち上がっておりまして、何回かは検討、協議されておるかと思ひますが、その経過、それからそのメンバー等々についてお聞きをしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 「手・まめ・館」農産物加工所の、早く村の支援より独立して振興公社を立ち上げるべきだというおたかしであります。これも十分承知しております。

ただ、何せ農業の関連、環境というのは大変厳しく、農業関係の産業も厳しいんですね。直売所も決して村の支援なしではやっていけません。今働いている人が24人います。24人中で経済対策の交付金で4人ほど使つてはおりますが、ですから20人があの「手・まめ・館」に、そのうち役場職員が3人ですか、ですから17名が完全に「手・まめ・館」の事業の中で給料を支払わなければならない職員なので、臨時の職員ですが、これを考えましたときに、売り上げが年間1億1,000万ぐらいですよ。1億1,000万ではとてもとてもこの人件費は賄い切れません。

こういったとても厳しい農産物直売所、加工所でありますので、この辺しっかりとこういった役場で支援しながら、何とか役場に、今、村に、この農業に取り組む村の姿勢でもって

いろいろ経済対策交付金が来ております。この交付金を受け口として振興公社を立ち上げまして独立させますと、なかなかこういった資金の導入はかなわないと思います。まず、まだこの震災の復興支援が続く限りこういった支援を受けて、農業振興の手助けをする事業所としてぜひお考えいただきたいと思います。

決して村の無駄遣いをする事業者ではなく、農業振興のための必要な、農家の皆さんに意欲を持たせるための準備期間だという位置づけでお考えいただければと思いますので、早目の振興計画の立ち上げというのは、どうぞ、それなりに努力しますからお許しをいただければと思います。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） 前にも振興公社の問題で村長に質問したところ、今みたいな答弁をされたと。決して振興公社を立ち上げることを取りやめにするというような意味じゃないんですね。

〔「はい、継続審議中です」と言う人あり〕

○11番（前田武久君） 大体どのくらいの期間のうちにそれを立ち上げる意欲を持っているんだか、その辺をきちんと答弁していただきます。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 私、今度の原発の被害は、恐らく20年、30年と平常に戻るまではかかるかと思います。こんなときに農家の元気を起こすには、支援するには、ああいった6次産業化の加工所はとても大事な役割を担っているのではないかと思います。

そういうことで、私の任期はあと3年で終わりなんですね。次の回は、これは前田議員の前ではなかなか約束できません。そういうことですから、3年間ではちょっと無理ですね。ですから、もちろん3年間に独立できるような黒字経営になれば私はいつでも突き放していいと思います。あそこの振興公社に入りました役員あるいは会員が、皆さんが自信を持って、経営が安定してきた、役場の世話にならずともいいよという思いになったときに初めて村では縁を切ることができるのではないかと、そういう位置づけでおります。

どうぞその辺、皆さん、もちろんこれは皆さんと一緒にこれからあそこの事業所も担っていくわけですから、そういった寛大な気持ちを議員の皆さん方にお手伝いをいただきながらあそこの運営は支援していきたいと思いますので、ご理解とご協力をお願いするところであります。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） 先ほど質問したその準備委員会のメンバーとその協議経過ですか、それらについて。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 協議委員は今5人おります。高齢者よりずっと若返りました。鮫川村の意欲的な担い手の青年ばかりになりました。メンバーを申し上げますか。運営協議会のほうのメンバーでいいですか。

〔「いや、振興公社のあれですよ。準備委員会というのはちゃんと立ち上げているんでしょう」と言う人あり〕

○村長（大樂勝弘君） これは前からやっているけれども、あんまり……

〔「それはやっていないの」と言う人あり〕

○村長（大樂勝弘君） 正規な活動というか、運営協議会は……

〔「では、やっていないということでわかりました」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） 第3次産業ですけれども、一応商工観光関係になろうかと思います。

それで、先ほど同僚議員からも質問がありましたけれども、商店街の空洞化ですか、今後、村長も地元ということで、鮫川村の中心部の空洞化を何とか打開しなくてはならないというふうな思いは強いだろうと思いますので、これらについての計画案などがあれば示していただきたいと思います。

それで、今回、村としても、この商工観光事業、先ほど8番議員さんが質問されましたようですが、かなり将来が危ぶまれておるといふような危機感を持っておるわけでございますので、第1次、第2次、第3次をあわせて本村の振興計画等々についてその展望をお示ししたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 11番、前田議員の商店会の空洞化の対策ということですが、これは鮫川村の、特に新宿、広畑の商店街にとりましてはとても大きな問題であろうかと思えます。空洞化がはやっておりますし、シャッター通りも目立ってきております。これらを解消するには商店会の力、青年部の力に頼る、今までは私、商工会、青年部の力に頼ってそれで事をなし遂げることができるのではないかと、そういう期待感を持っておりましたが、今、青年部員も減っております。こういったところで、恐らく第三セクター的な事業所の開所になるのではないかと、村が相当力を入れないとこの開所はできないのかなという考えをこの

ごろは持っております。まだ商工会長には話してはおりませんが、村が大きな手助けをしないと事業所は新たな店舗展開ができないのではないかと。

こういったところで、今、商工会とよく相談しながら、村の資本を大きく入れまして、あの新宿地内に生活弱者のための日用雑貨品を扱えるような店の開店、オープン、事業所の開設、そういったことをぜひこの24年度中には計画したい、あるいは24年度中に開設したいな、そんな思いでおります。

今、新宿、道少田地内の人たちは買い物に大変不便を来しているようであります。こういったところで、商店会だけで果たしてできるのかな、青年部の力だけでいいのかなという思いで今おりますので、その辺、深く議員の皆様のお力をおかりしながら、大きな共同店舗の第三セクター的な店の事業所の開設になるのかなと、そういう心配もしておりますし、お手伝いしなければならないのかなという使命感にも燃えております。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） そのような計画は当然これは作成しなければならないというふうに考えておりますし、そうなると集合店舗、テナント制の方法とかいろいろ、村独自でもってその店を構えるというふうな感じではなくて、商店街の方も参画できるようなそういう構想だろうと思うのですが、その辺をお伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） そのとおりです。村の職員はあきんどは下手ですね。あきんどをやらせたら失敗すると思います。あきんどはやっぱりあきんどの力をかりていきたいと思います。ただ、経営になりますと、経営に参画は公務員でもこれはできるのではないかと思います。お客さん相手の仕事はなかなか容易でないと思いますので、その辺、役割分担を担いながら協働でやっていかなければならないのかなと思っております。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） それから、第2次産業についてでございますが、村長は企業誘致は無理はできないというふうな考えが強いのかというふうに考えております。既存の企業への支援とか何かはされてきておりますけれども、新たな企業誘致にはまだ働いていないというのが実情かと思えます。

今回の工場誘致ですか、一応それを買収されたわけでございますが、先ほどの説明では県の指導を受けながら誘致企業を選定するというふうな、誘致を進めていくというふうな考えでございますが、どのような形で、またどのようなものの誘致を図ろうとされておるのか、

その辺をお伺いします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、この泰斗工業さんがこういった状態になったのは福島県の企業局の責任が大きいのではないかと思います。その辺をしっかりと県のほうに求めながら、そういった国の責任もあつぺと、何か変わった事業所があったら鮫川村にも紹介してくれ、そういう思いで、まだ全然考えはありませんが、そういったスタンスで県のほうにお願いしようかなと思っております。

なお、つい最近の5月の新聞で皆さんご存じかと思いますが、福島県の産業復興企業立地補助金というのを村の事業所が、ある事業所が4億4,000万ほどの事業に手を挙げまして、これは60%、6割補助なんですね。それで、5人以上、地元雇用が条件ということで採択されました。事業所の負担は、4億4,000万の事業で3分の2ですから3億ほど補助になるんですから、1億4,000万が自分負担なんですね。とても高率な補助金に該当したなと思っております。これも、鮫川村の工場が少ないための県の協力もあつてのことかなと思っております。

こういったところで、既存の事業所も大事にしながら新しい工場のお世話をいただくように、もちろん皆さん方もそういった事業所、企業がございましたらご協力いただければと思います。あそこの今の状態では40人、50人が働くスペースはあると思いますね。そういったことで、ぜひお知り合いにそういった企業、規模拡大の事業所がございましたらお世話をいただきたいと思います。

あと、前の生田目ソーイングのところには西山の事業者がせがれを呼んで大きく事業展開をしたようであります。大変うれしく思っております。従業員も地元で15人ぐらい採用したいと話しておりましたから、その点助かるのではないかと思います。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） 今、泰斗工場について答弁がありましたが、企業誘致ということで、買収された跡地、既存の建物があるわけですが、誘致をする際にはあれを全部更地にするまでは村でやるというふうな考えであるかどうか、その辺はどうですか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 11番、前田議員の今の既存の建物をどうするかというお話ですが、工場関係の施設で使える部分は、増設、増設でいって不法建築物だそうです。あのままでは使える建物はごく一部だそうです。その辺、初期投資を村でどれぐらいお手伝いできるか、そ

の事業所によって相談しながら取り組んでまいりたいと思います。

ごく一部ではありますが、既存の建物でも使える部分はあるようです。ただ、あのまま使えるかという、ほとんどだめだそうです。そういったことで、事業所によって相談しながら、お手伝いできる範囲で協力しながら誘致を図ってまいりたいと思います。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） この振興計画については、そのうち準備委員会を立ち上げて作成するというふうな運びになると思います。先ほどちょっと答弁があったようですが、それはいつから何年度まで作成されるのか。

それとあと、今回の復興計画等もあわせてされるものと思いますが、その準備委員会というものはどういうふうなメンバーでされるのか、その辺をお伺いします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 今の第3次振興計画は26年度までの振興計画となっておりますから、26年度中には新しい第4次の振興計画は作成しなければならないと思っております。

ですから、今年度の秋ごろに、農繁期が終わりました時期にメンバー等の委嘱をお願いしまして、25年度中には集落ごとの懇談会、座談会、アンケート調査等を行いまして、26年度には、約2年かかるとは思いますが、2年がかりで手づくりの振興計画を計画させていただきたいと思っております。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） それでは次に教育長に答弁を求めたいと思います。

小学校の統合の問題でございますが、青生野小は前回から統合の話はございましたが、やはり学区民としては地域振興・発展のためには学校が必要だということから統合がされずに今回まで来ておると。

しかしながら、この過疎計画の中には、計画中に急速な人口減少、それから児童数の減少に伴い当然そのことに触れずには行かれないというふうな文面でありまして、何回も検討会を重ねて話し合いを進めていくと、当然地元住民とも協議を重ねていくというようなことの趣旨がうたってあると思います。それらについても、今、村長が答弁されましたとおり27年度から第4次の振興計画に入ることですので、当然避けては通れない、そういうふうな問題に來ておるというふうに考えておりますので、その辺について今までの振興計画に沿った話し合いとか協議はなされたのか、その辺について答弁をいただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 過去に私ども教育委員も、それから村民こぞっての教育を考える会のほうで青生野地区の方々のご意見をお伺いする機会がありました。その中で、いろいろお考えがそれぞれ違うものですから、地域住民のお考えを十分尊重してという形で今進んでおりますが、実際に児童数が激減しておる中で地域の方々のご意見を再度お伺いして、どういうふうになるのか十分尊重して小学校の問題については検討してまいりたいと、こんなふうに思っています。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） 教育長に聞きたいのは、実際に統合問題に触れた話し合いを進めてこられたのかどうか、そういう話を出して協議をされたのかどうかということをお聞きしたいので、こぞっての問題とか何かは、それは住民の方々が参集されるので当然その問題には触れるべきでありますし、そのような住民の考えをただすのがそういう集会の目的でありますので当然であります。過疎振興計画の中にあるように、その期間中にそのような話し合い、それから当然統合するようなことになれば学校の空き教室ですか、廃校ということはまだちょっと語弊がありますが、そういうふうな状態になった場合のその利用、そういう問題についていろいろ協議内容は数多くあろうかと思いますね。決して青生野小を今統合しろとかそういう問題ではなくして、あくまでもこのような計画をされてきた中で、残すところあと2年かそこそこでまた新たな振興計画書をつくらなくてはならないと。作成するという現状において当然やるべき事柄であるというふうに思ったものですから、教育長に答弁を求めたわけでございます。

○議長（前田三郎君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 過去ですね、過去といいましてもPTA会長さんが毎年かわっておりますので、二、三年前までは毎年そういう持ちかけを教育委員会のほうとしてはいたしました。しかし、現実的に会長さんのほうからはその会議を持つことすら必要ないということをやってまいりました。

しかし、いろいろ意見をお伺いしますと前とは感触が違っているなという感じは、これはあくまでも私の感じですけども、そういうことで、今後どういうふうにしていくのかということについては、児童が少なくなっている折ですね、まずはPTAの方々のご意見を十分今年度中には拝聴したいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） 青生野小の現状から見て、それから将来を見据えて、あと2年間でこの計画の期間は終わるわけですが、その間における推移ですか、どう見越しておられますか。その辺、児童数とか学校の教育の問題点とか、そういう点から見て教育長の考えをお示し願いたい。

○議長（前田三郎君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 私は、教育、殊に小学校教育については大きいから小さいからということはありません、そういう考えでやっております、推移から見ますと、25年度、26年度になると1人入学という形になってきますので、その辺、地域の方々は子供が少ないという支障があるのではないかと考えるのを心配なさる方がおりますが、少ない学校だからだめだということは、そうは考えておりません。

以上です。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） 次に、今回の東日本大震災ですね、学校側は今回耐震事業でもって強固な建物として安心されるように見られるのですけれども、今後またあのような災害に遭うような場合として、当然ああいう鉄筋コンクリートの建物のある場所が避難地域として見られるわけですね。そういった場合、教育委員会としてはその受け入れ態勢とか日ごろの児童・生徒の避難訓練とか、そういう形のものを今後計画されておるのか、また今までどう進めてこられたのか、また教職員の方たちとどのような話し合いを持たれてきておるのか、その辺をお伺いします。

○議長（前田三郎君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） まずは2点あるかと思います。

1つは、避難訓練のほうを先に申し上げますが、今回の避難状況、岩手、宮城、福島というところを考えたときに、地域によっては死者がほとんど出ない地域もあったわけです。これはテレビ等で報道されておりますように、まさに地域とそれから学校と子供たちが一体になった訓練は必要なのかなというふうに考えております。

そこで、学校でも今までも決してやらなかったわけではないのですが、どちらかというと重きは、年に3回の訓練の中で火災が主になって地震に対する訓練は少なかったのかなと思っておりますので、やはり昨年、23年度から、そういういろいろ総合、2つのアクシデントが重なった場合の訓練というようなことで、学校ではそちらにも重きを置いて今指導をして

いるところであります。

次に、学校の避難所ですね。これは、正直のところ、学校が避難所になるということは余り村民の皆さんも考えていなかったのではないかなと思っています。しかし、こういう事態になったときに、学校が当然避難所になるということを考えたときに差し当たって、他地域のことを見えますと、食料、それから水ですね、そういうもの、それから泊まり込まなければならないので寒さ対策というような、あとトイレの問題とかありますので、これは今後、村当局とも十分検討して、学校がそういう安全な場所になる、安全に過ごせるためのそういう生活の問題とか、それから通信等についてはやはり総合的に必要なことかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） ありがとうございました。

村長は先ほど、今年度からそういう準備期間に入ることですので、今後の鮫川村の発展のための振興計画書の作成をお願いいたしまして、一般質問を終わりたいと思います。

○議長（前田三郎君） これで一般質問を終わります。

◎報告第1号・報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（前田三郎君） 日程第4、報告第1号 繰越明許費繰越計算書について及び日程第5、報告第2号 事故繰越し繰越計算書についてを一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、本郷秀季君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本件について報告を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてのご説明を申し上げます。

議案書の2ページをごらんください。

平成23年度鮫川村繰越明許費繰越計算書ですが、本件は、平成23年度における国の第3次

補正予算に伴う事業など16の事業を繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

主な事業であります、バイオマスヴィレッジ事業1億1,842万円、村道遠ヶ竜戸草線改良事業4,496万円、白河地方広域市町村圏整備組合消防救急無線デジタル化整備事業負担金事業1,378万9,000円、防災行政デジタル無線整備事業6億629万3,000円、村民運動場夜間照明施設整備事業1,200万円、図書館災害復旧事業6,000万円などであります。

繰り越しいたしました事業費の総額は9億529万5,000円であります。これらの事業につきましては、平成24年度中に全事業が完了するよう工程管理に万全を期するものであります。

次に、報告第2号 事故繰越し繰越計算書についてご説明を申し上げます。

議案書の5ページをごらん願います。

平成23年度事故繰越し繰越計算書ですが、本件は、さきの震災により図書館が被災しましたことから、文科省の文教施設災害復旧事業の申請を行い、平成24年1月7日に査定を受け採択されたところであります。その後の耐震計画を作成するに当たり、震災の影響で構造設計業者に業務が集中し事業の年度内完了が困難となったため、図書館耐震計画策定事業の1事業315万円を平成24年度に繰り越したものであります。

地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものであります。

以上で報告第1号・第2号の説明とさせていただきます。原案にご賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（前田三郎君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第1号から報告第2号までの報告を終わります。

◎議案第48号～議案第50号の上程、説明、質疑、採決

○議長（前田三郎君） 日程第6、議案第48号 専決処分の承認を求めることについてから日程第8、議案第50号 専決処分の承認を求めることについてまでの3議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、本郷秀季君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第48号 鮫川村税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案書の6ページをごらん願います。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布、同年4月1日から施行されたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたものであります。

改正の主な点であります。第1に、個人住民税において、公的年金に係る所得以外の所得を有しなかった者が寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合の申請書の提出を不要とすること、及び居住用財産の買いかえの場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を2年延長するものであります。

第2に、固定資産税において、平成24年度の固定資産税の評価替えに伴い、課税の公平の観点から、地域や土地によりばらつきがある負担水準を均衡化する措置を平成24年度から26年度までの3年間延長するものであります。

次に、議案第49号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

12ページです。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布、同年4月1日から施行されたため、専決により鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正したものであります。

改正の内容は、国保税の算定に用いる譲渡所得税について、震災により被災した居住用財産の買いかえ等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例等について、家屋の敷地に係る譲渡期限を現行3年から7年に延期するものであります。

次に、議案第50号 平成24年度鮫川村一般会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

議案書の15ページから17ページ、事項別明細書の1ページをごらん願います。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき平成24年5月9日に専決処分したため、同法第3項の規定により処分の同意を求めるものであります。

さきの議会運営委員会でご協議を申しあげましたように、見渡地内で操業していた会社が

倒産し、福島地裁郡山支部において破産手続が開始されたところであります。本村において、企業を誘致するための用地として取得するため入札に参加することといたしました。

補正前の予算額27億9,300万円に対して3,000万円を増額し、補正後の予算額を28億2,300万円とするものであります。

歳入予算は、17款繰入金、2項基金繰入金3,000万円を財政調整基金から充当するものであります。

歳出予算の7款1項商工費の公有財産購入費3,000万円を増額する補正予算について、入札の期限が5月16日であり急を要するため専決処分をしたものであります。

なお、競売入札の結果は議案第58号 財産の取得についてでご説明を申し上げます。

以上で議案第48号から第50号までの説明とさせていただきます。原案に賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（前田三郎君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 質疑なしと認めます。

専決処分の議案でありますので、討論を省略いたします。

これから議案第48号 専決処分の承認を求めることについてを簡易採決により採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

これから議案第49号 専決処分の承認を求めることについてを簡易採決により採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

これから議案第50号 専決処分の承認を求めることについてを簡易採決により採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第51号～議案第54号の上程、説明

○議長（前田三郎君） 日程第9、議案第51号 鯨川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例から日程第12、議案第54号 鯨川村村民体育館等設置条例の一部を改正する条例までの4議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、本郷秀季君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第51号 鯨川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例から議案第54号までの4議案について提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第51号 鯨川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案書の18ページをごらん願います。

本案は、平成24年度の国民健康保険事業を運営する所要額を確保するため、国民健康保険税の案分率などを定める条例を改正するものであります。

案分率の決定に当たりましては、前年度繰越金2,772万8,000円が見込めましたこと、及び当初予算において取り崩した国保基金1,000万円のうち戻し入れを500万円として税の低減化を図るものであります。

このことにつきまして、5月30日に開催しました国保運営協議会に諮問をし、同日付で答申をいただいているところであります。

資料1をごらん願いたいと思います。資料1、国保税関係資料であります。

答申内容のうち、国保税関係資料の案分率と比較表ですが、医療給付費で所得割を0.16%引き下げ、資産割を3.1%引き上げ、均等割を1,600円、平等割を1,200円それぞれ引き上げ、

一般世帯分で1世帯当たり負担額は8,144円、1人当たりの負担額では4,677円の増額とするものであります。

後期高齢者の支援金分は、所得割を0.67%、資産割を2.10%、均等割を1,700円、平等割を1,400円それぞれ引き下げ、一般世帯分では1世帯当たり6,734円、1人当たりでは3,175円の減額とするものであります。

介護給付金は、所得割を0.27%引き下げ、資産割を1.08%引き上げ、均等割を100円引き上げ、平等割を200円引き下げ、一般世帯分で1世帯当たりでは548円、1人当たりでは1,173円の増額とするものであります。

次に、議案第52号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての説明であります。議案書の19ページをごらんください。

平成23年10月28日に出了されました福島県人事委員会勧告において燃料費の高騰のため職員の通勤手当の見直しが勧告されたことから、自動車等の使用距離に応じた通勤手当の支給限度額「4万5,800円」を「4万4,700円」に改めるものであります。

次に、議案第53号 職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

議案書の20ページをごらん願います。

本村では平成16年度から、職員の通勤手当の支給限度を16キロメートルまでとする特例条例を定めておるところであります。福島県人事委員会勧告による職員の通勤手当の限度額が改定されたことに伴い、通勤手当の支給対象としている16キロメートルまでの区分ごとの手当を、平成24年4月1日に遡及して100円から400円の範囲で増額する改定を行うものであります。

次に、議案第54号 鮫川村村民体育館等設置条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案書の22ページです。

伏木田地内屋内ゲートボール場は、昨年の震災後の耐震診断によると危険な建築物とされたため、使用を中止していたものであります。屋内ゲートボール場は昭和38年に建築された建物で、耐震化は多額の費用を要することからこの建物を解体撤去し、跡地を定住促進住宅の建築用地とする計画であります。

以上で議案第51号から第54号までの説明とさせていただきます。原案に賛同賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

◎議案第55号～議案第58号の上程、説明

○議長（前田三郎君） 日程第13、議案第55号 平成24年度鮫川村一般会計補正予算（第2号）から日程第16、議案第58号 財産の取得についてまでの4議案を一括議題といたします。
事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、本郷秀季君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第55号から第58号までの4議案についてご説明を申し上げます。

初めに、議案第55号 平成24年度鮫川村一般会計補正予算（第2号）ですが、議案書の23ページと事項別明細書は3ページを見てください。

補正前の予算額28億2,300万円に対しまして今回4億4,272万3,000円を増額し、補正後の予算額を32億6,572万3,000円とするものであります。

議案書の27ページ、第2表 地方債補正をごらんください。

辺地対策事業債を100万円を増額し4,900万円とし、公営住宅建設事業債は3,080万円増額して7,050万円とするものであります。災害復旧事業債は50万円を減額して1,380万円とするものであります。

ほかの過疎対策事業債、臨時財政対策債、緊急防災・減災事業債の補正はございません。

起債の方法、利率、償還の方法につきましても変更はございません。

次に、補正予算の主なご説明を申し上げます。

これは事項別明細書をごらん願います。4ページです。

歳入の補正予算であります。

13款国庫支出金、2段目です。2項国庫補助金、3目土木費国庫補助金、2節住宅費補助金の公営住宅整備事業114万5,000円は、広畑団地整備事業費の増加によるものであります。家賃低廉化事業33万3,000円の減額は、福島県に対する国庫の配分額が減少したことにより補助金が減額するものであります。

次に、14款県支出金であります。2項県補助金、1目総務費県補助金、1節総務管理費補

助金の再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業費4,200万円は、役場庁舎に太陽光発電を設置するための補助金で、10割が措置されるものであります。ただでできるということですね。

同節の県南・会津・南会津地域給付金給付事業交付金2億2,291万4,000円は、原発事故による県南・会津・南会津地域住民に対する交付金で、県南地域の場合、子供、妊婦が10万円、ほかは4万円の支給とされ、本村には子供分が703人、妊婦分が45人、そのほかの皆さんが3,474人分、合計4,222人分が交付される見込みであります。これは住民台帳の人数なんですね。

なお、東京電力からは、自主的避難等にかかわる賠償金として、子供と妊婦に20万円が別途支給されることとなっております。

次に、2目民生費補助金、1節社会福祉補助金の地域支え合い体制づくり助成事業費1,200万円は、県南子どもの心のケア事業をNPO法人明日飛子ども自立の里に委託して実施する事業の補助金であります。これは、1,200万円は全部、明日飛のほうに行きます。

2節児童福祉費補助金の安心こども基金特別事業費262万5,000円は、保育園の給食放射線測定機器を整備するもので、これも10割の補助であります。

3目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金の線量計等緊急整備支援事業費236万2,000円は、電子線量計を整備するための補助金であります。これは、50台用意して必要な方にお貸しします。

同節の被災者健康支援体制整備事業費50万円は、健康診査受診率向上対策事業に対する補助金であります。

同節の除染対策交付金事業費8,032万2,000円の内訳は、除染対策事業分の補助金が441万円であります。

次に、5目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金のふくしまの恵み安全・安心推進事業費2,727万7,000円は、米の全体検査機器1台及び検査施設改修費、検査人員等の体制整備事業に対する補助金で、これも10割補助です。

同節の園芸作物緊急転換対策事業費113万9,000円は、葉たばこ廃作による新たな作物の推進を図るため鮫川なす生産組合に対する補助金で、事業費の60%を補助するものであります。

8目教育費県補助金、1節教育費補助金の学校給食検査体制整備事業費382万5,000円は、学校給食センターに放射線測定機器を導入するための補助金であります。これも10割補助であります。

5 ページをごらん願います。

16款寄附金、1 目総務費寄附金、1 節地域振興費寄附金のふるさとづくり寄附金70万3,000円は、本村職員退職者、鈴木治男氏、森洋氏、本郷まさ子氏の3名と、千葉県柏市の坂本様からの寄附金であります。

同節の復興支援・住宅エコポイント事業寄附金17万円は、住宅建築エコポイントを本村復興のために寄附があったものであります。

3 目 1 節農林水産業費寄附金の農業費寄附金10万円は、元聖心女子大学教授広部先生からエゴマ栽培奨励のために寄附金をいただきました。この10万円であります。

同節の林業費寄附金10万円は、舘山公園整備のためにと本村職員の村山義美君からの寄附金であります。

17款繰入金、2 項基金繰入金、1 目 1 節の財政調整基金繰入金1,257万7,000円は、定住促進対策事業費に22万2,000円、社会教育施設事業費に1,000万円、体育施設管理事業費に213万円、畜産施設管理事業費に22万5,000円を繰り入れするものであります。

19款諸収入、5 項 1 目 1 節雑入の公有建物損害共済金18万7,000円は、青生野小学校プール更衣室屋根の損害共済金であります。これは風で飛ばされちゃったんだね。

同節の移住・交流による地域活性化支援事業助成金145万7,000円は、都市住民の農村体験モニターツアー事業が財団法人地域活性化センター助成事業として採択されたため、助成金が交付となったものであります。

次に、20款村債です。議案書の27ページを一緒にごらんください。

1 目 1 節の辺地対策事業債100万円の増額ですが、村道遠ヶ竜戸草改良事業債70万円と小型動力ポンプ付積載車整備事業債30万円を増額するものであります。いずれも当初起債申請額の確定によるものであります。

6 ページをごらん願います。

2 目 1 節過疎対策事業債は差し引き増減はゼロとなりますが、ふるさと林道緊急整備事業債300万円の増額は、林道酒垂・宝木線の改良工事が本年度で完了となるため事業費の増額があったためのものであります。今年度でふるさと林道で改修されました15%の負担金は終わりであります。

林道東前田線舗装事業債の20万円の増額は、当初起債申請額確定によるものであります。

過疎地域自立促進特別事業債320万円の減額の内訳は、公共交通維持対策事業500万円を630万円に、障害者福祉施設運営支援事業190万円を100万円に変更すること及び、当初起債

充当を予定した一般住宅用太陽光発電設備の設置助成金240万円については、個人の財産形成の補助なのでこの過疎債から除外されてしまったんですね。ですから、240万円は一般財源から出さなければならいようになってしまいました。

次に、4目1節公営住宅建設事業債の広畑団地建替事業債3,080万円は、基礎地盤改良及び資材の値上がり、公営住宅を建てる予定地の地盤がやわらかいんですね。そのための改良が必要となりました。あと、資材等の値上がりのため事業費が増加したため補正するものがあります。

5目災害復旧事業債、1節公共土木施設災害復旧事業債50万円の減額は、当初起債申請額確定によるものであります。

7ページをごらんください。

歳出予算の主なものをご説明申し上げます。

初めに、各款に計上しております2節給料と3節手当の補正額は人事異動による補正でありますので、あらかじめご理解いただきたいと思います。

それでは、2款総務費、1目一般管理費、11節需用費の修繕料78万5,000円は、役場庁舎玄関の舗装が傷んでおりますので補修を行うものであります。

13節委託料の役場庁舎太陽光発電設備工事設計業務190万円は、再生可能エネルギー防災拠点支援補助事業が採択されましたことにより、役場庁舎に太陽光発電設備を設置するための設計委託料です。同じく工事監理業務として106万円を計上しております。

15節工事請負費の役場庁舎太陽光発電設備工事4,150万円は、役場庁舎に20キロワット相当の太陽光発電と蓄電設備を設置するための工事費であります。この蓄電設備に金がかかるんですね。

次に、5目財産管理費、25節積立金のふるさとづくり基金70万3,000円及び東日本大震災復興基金17万円は、寄附金をそれぞれの基金に積み立てるものであります。

8ページをごらん願います。

19節負担金、補助及び交付金の「前進座」芝居上演負担金の70万円は、6月24日に開催される納税組長会議の後に、村民の皆様に本物の舞台芸術を鑑賞していただくために劇団を招くものであります。ぜひとも多くの皆様に見ていただきたいと思います。これは通常ですと160万ほどかかるそうです。これを半分でやってくれたというお話であります。

9目県南地域給付金給付事業費の3節職員手当等90万3,000円から14節使用料及び賃借料57万4,000円までは、県南・会津・南会津地域給付金給付事業の事務費であります。

19節負担金、補助及び交付金の鮫川村地域給付金給付事業交付金2億1,600万円は、平成23年3月11日の時点で本村に住民登録をしている村民で、18歳までの子供703人が1人当たり10万円、妊婦の方が45人で1人当たり10万円、ほかは漏れた方ですが3,474人になります。1人当たり4万円が支給されるものであります。支給人数の総計は4,222人を見込んでおります。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、13節委託料の地域支え合い体制づくり業務1,200万円は、県南子どもの心のケア事業をNPO明日飛子ども自立の里へ委託するものであります。

10ページをごらん願います。

2項児童福祉費、4目保育園費、18節備品購入費の給食検査機器1台262万5,000円は、子どもセンターに給食の放射能検査機器を整備するものであります。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、13節委託料の県民健康管理調査における健診追加検査業務63万6,000円は、県民健康管理調査において放射線の影響があるとされる検査項目を追加して実施するもので、19歳から39歳の対象者の50%、403人分の検査委託料であります。

18節備品購入費の電子式線量計50台236万3,000円は、希望者貸出用に電子式線量計を整備するものであります。希望者に50台お貸しします。

4目環境衛生費、15節工事請負費の除染土、これグラウンドから回収した土です。除染土砂回収工事441万円は、西山字水口地内に保管した学校等の校庭の除染土砂を回収、移動する費用であります。財源は除染対策交付金で、10割の補助を充当するものであります。

11ページをごらん願います。

5目診療所費、28節繰出金の国民健康保険特別会計事業費330万9,000円の減額は、人事異動による人件費減額分であります。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、7節賃金の臨時職員442万2,000円は、農用地除染対策及び米の全体検査の臨時雇用賃金であります。

8節報償費の大豆振興対策事業報償品60万5,000円は、大豆の消費拡大と新たな産品開発を図るため、栃木のしょうゆ醸造元に委託していた「達者のしょうゆ」が完成しましたので、全世帯に配付して味わっていただきたいと考えております。これは納税表彰式のときに組長さんに配付をお願いしております。1リットル入っている瓶です。1リットル瓶と言うのか、これを全世帯に配付します。1リットル入り1,100本の代金です。

12ページをごらん願います。

13節委託料の農用地等除染対策業務7,000万円は、採草牧草地の除染のため、反転耕による草地の更新を行うもので、今年度の実施面積は70ヘクタールを見込んでおります。70町歩です。

同節のアンテナショップ開設委託業務306万円の減額は、今後展開する予定の首都圏でのアンテナショップ開設事業の実施主体を「手・まめ・館」とするため、委託料から補助金に組み替えするものであります。

15節工事請負費の検査施設補強工事450万円は、米の全体検査機器を既存の施設に設置するため、間仕切りや電気設備等建物の改修費であります。

18節備品購入費の草地更新用ボトムプラウ3台40万1,000円は、草地の除染促進のために大型の反転耕用プラウ、スキーだね、スキー3台を購入するものであります。

同節の放射性物質検査機器一式2,300万円は、ふくしまの恵み安全・安心推進事業補助金で、米の全体検査用機器を導入するものであります。

19節負担金、補助及び交付金の園芸作物緊急転換対策事業費113万9,000円は、葉たばこ廃作による新たな作物の転換を推進するため、鮫川なす生産組合に対して補助金を交付するものであります。

同節のアンテナショップ開設事業費306万円は、委託料からの組み替えであります。

9目農村振興費、13節委託料のモニターツアー業務51万6,000円は、都市住民のモニターツアーを財団法人地域活性化センターの助成事業とするために、旅行業務を業者に委託するものであります。

14節使用料及び賃借料のモニターツアーバス借上料31万5,000円の減額は、旅行業務を委託することによる減額であります。

13ページをごらん願います。

10目バイオマス推進事業費、12節役務費の手数料23万9,000円は、堆肥センターの産業廃棄物処理業許可申請に係る印紙代であります。

15節工事請負費の大学試験研究圃場敷地整備工事20万円は、堆肥センター実習用圃場の地ならし工事費であります。

2項2目林業振興費、19節負担金、補助及び交付金のふるさと林道緊急整備事業負担金300万円は、県営で施行する林道酒垂・宝木線の改良工事の15%を負担するもので、工事費が当初の9,000万円から1億1,000万円に変更になったための増額分です。今年度で全路線の

工事が完了する見込みであります。

7款1項商工費、4目鹿角平観光牧場費ですが、14ページをごらん願います。

19節負担金、補助及び交付金の鮫川村合宿受入協議会事業補助金47万5,000円は、クロカ
ンコースを活用した合宿受け入れ事業の実施団体を合宿受入協議会として県の地域サポート
事業補助金を受けるため、協議会の運営費を補助するものであります。

8款土木費、3項住宅費、2目住宅建設費、13節委託料の屋内ゲートボール場解体撤去工
事設計業務78万円は、伏木田地内の屋内ゲートボール場を解体撤去するための設計業務委託
料であります。

15節工事請負費の広畑団地建替事業住宅建設工事2,150万円の増額は、当初計画は7,700万
円でありましたが、実施設計が9,850万円となるため増額するものであります。建設地の地
質調査の結果、地盤改良を要すること及び資材単価の上昇等によるものが要因であります。

15ページをごらんください。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、11節需用費の修繕料37万5,000円は、青生
野小学校のプールの更衣室屋根の修繕料であります。先ほど共済金が17万円出た事業であり
ます。

17ページをごらんください。

5項社会教育費、4目図書館費、17節公有財産購入費の社会教育施設用地取得事業費
1,000万円は、村図書館に隣接する閉店した店舗の土地・建物を図書館駐車場及び社会教育
施設として利用するため取得するものであります。

6項保健体育費、2目体育施設費、15節工事請負費の農業者トレーニングセンター防球ネ
ット修繕工事147万円は、アリーナの防球ネットが傷んだため取りかえる工事を行うもので
あります。

3目学校給食費、18ページの18節備品購入費の学校給食検査機器一式288万7,000円は、学
校給食センターに放射線測定機器を整備するものであります。

次に、議案第56号 平成24年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
ご説明を申し上げます。

議案書の28ページから30ページと、皆さんは事項別明細書の22ページをごらん願います。

初めに、事業勘定からご説明を申し上げます。

補正前の予算額4億7,720万円に対しまして今回757万8,000円を増額し、補正後の予算額
を4億8,477万8,000円とするものであります。

今回の補正においては、議案第51号の国民健康保険税改正による補正が主なものであります。

事項別明細書の23ページをごらん願います。

歳入 1 款の国民健康保険税です。23年度の繰越金が2,772万8,000円を見込めるため、これを国保税低減の財源、保険給付費支払い財源に充てるものであります。

1 款 1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税、1 節医療給付費分現年課税分は1,774万6,000円の減額補正であります。

2 目退職被保険者等国民健康保険税は126万3,000円減額するものであります。

9 款 1 項繰越金、1 目 1 節その他繰越金2,772万8,000円は、前年度繰越金の増額補正であります。

24ページをごらんください。

歳出予算の 9 款 1 項基金積立金、1 目国保基金積立金、25 節積立金の保険給付費支払準備基金500万円は、当初予算において基金を1,000万円取り崩しましたが、国保税の引き上げを抑止するため基金への戻し入れを500万円として積み立てるものであります。

11 款 1 項 1 目予備費280万9,000円の増額は、当初予備費21万8,000円を302万7,000円とするものであります。

次に、27ページをごらん願います。直診勘定の補正予算であります。

補正前の予算額7,930万円に対しまして今回330万9,000円を減額し、補正後の予算額を7,599万1,000円とするものであります。

28ページをごらん願います。

歳入の 3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目 1 節一般会計繰入金330万9,000円の減額補正は、職員の人事異動により歳出予算の給料、職員手当等の人件費の所要額を減額したため補正するものであります。

次に、議案57号 平成24年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第 1 号）です。

事項別明細書の31ページをごらん願います。

補正前の予算額 1 億2,047万4,000円に対しまして今回19万8,000円を減額し、補正後の予算額を 1 億2,027万6,000円とするものであります。

事項別明細書の32ページをごらん願います。

歳入の 2 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目 1 節一般会計繰入金の運営費19万8,000円の減額は、職員の人事異動により歳出予算の給料、職員手当等の人件費の所要額を減額したた

め補正するものであります。

次に、議案第58号 財産の取得についてご説明を申し上げます。

議案書の33ページです。

本案は、見渡地内の競売に付された工場用地と工場用建物及び住宅を今後の誘致企業の用地として取得するものであります。

福島地裁郡山支部において5月15日に入札を行い、5月23日に行われました開札の結果、本村が取得することになったものであります。

5月30日をもって取得価格2,030万8,000円で本村が取得することに決定いたしました。

所在は、大字赤坂西野字見渡147番地ほか4筆の工場用地及び住宅用地1万4,972.8平方メートル、工場用建物及び住宅3,100.7平方メートルであります。

地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上で議案第55号から第58号までの説明とさせていただきます。原案に賛同賜りますようお願いを申し上げ、説明を終わります。

○議長（前田三郎君） ここで午後3時まで休憩します。

（午後 2時50分）

○議長（前田三郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時00分）

◎日程の追加

○議長（前田三郎君） お諮りします。

ただいま村長から議案第59号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての1議案が提出されました。この1議案を日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、この議案を追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

◎議案第59号の上程、説明

○議長（前田三郎君） 追加日程第1、議案第59号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、本郷秀季君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第59号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてのご説明を申し上げます。

平成24年7月9日施行の住民基本台帳法の一部を改正する法律により外国人住民が住民基本台帳の適用対象となり、外国人登録原票が廃止されます。この数が構成市町村の負担金算定に用いられることから、福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更を行うことが必要となります。

地方自治法第291条の3に基づき広域連合を設置する市町村の議会の議決を要することから、本村議会の議決を求めるものであります。

以上で議案第59号の提案理由の説明とさせていただきます。原案に賛同賜りますようお願い申し上げます、説明終わります。

◎散会の宣告

○議長（前田三郎君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

明は各常任委員会で議案調査、8日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 3時04分）

第 3 回 定 例 村 議 会

(第 2 号)

平成24年第3回鮫川村議会定例会

議 事 日 程（第2号）

平成24年6月8日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第51号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 2 議案第52号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 3 議案第53号 職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 4 議案第54号 鮫川村村民体育館等設置条例の一部を改正する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 5 議案第55号 平成24年度鮫川村一般会計補正予算（第2号）
質疑、討論、採決
- 日程第 6 議案第56号 平成24年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
質疑、討論、採決
- 日程第 7 議案第57号 平成24年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）
質疑、討論、採決
- 日程第 8 議案第58号 財産の取得について
質疑、討論、採決
- 日程第 9 議案第59号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
質疑、討論、採決
- 日程第10 発議第 3号 議会改革特別委員会設置に関する決議
提案理由説明、質疑、討論、採決
- 日程第11 議員派遣について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 11 まで議事日程に同じ

出席議員（12 名）

1 番	岡 部 明 君	2 番	宗 田 雅 之 君
3 番	前 田 雅 秀 君	5 番	湯 坐 良 政 君
6 番	蛭 田 武 彦 君	7 番	星 一 彌 君
8 番	関 根 政 雄 君	9 番	山 形 郁 夫 君
10 番	早 川 正 博 君	11 番	前 田 武 久 君
12 番	坂 本 忠 雄 君	13 番	前 田 三 郎 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	大 樂 勝 弘 君	副 村 長	白 坂 利 幸 君
教 育 長	奥 貫 洋 君	総 務 課 長	芳 賀 亨 君
企 画 調 整 課 長	石 井 哲 君	住 民 福 祉 課 長	鈴 木 眞 理 子 君
農 林 課 長	佐 藤 文 夫 君	地 域 整 備 課 長	近 藤 保 弘 君
教 育 課 長	北 條 利 雄 君	農 事 務 局 長	増 谷 隆 夫 君

職務のため出席した者の職氏名

議 事 務 局 長	本 郷 秀 季 君	書 記	渡 邊 敬 君
-----------	-----------	-----	---------

◎開議の宣告

○議長（前田三郎君） ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

なお、職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（前田三郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第51号～議案第54号の質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第1、議案第51号 鯨川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例から日程第4、議案第54号 鯨川村村民体育館等設置条例の一部を改正する条例までの4議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第51号 鯨川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第52号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第53号 職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第54号 鯨川村村民体育館等設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第55号～議案第57号の質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第5、議案第55号 平成24年度鯨川村一般会計補正予算（第2号）から日程第7、議案第57号 平成24年度鯨川村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）まで3議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第55号 平成24年度鯨川村一般会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第56号 平成24年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第57号 平成24年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号、議案第59号の質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第8、議案第58号 財産の取得について及び日程第9、議案第59号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第58号 財産の取得についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第59号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第10、発議第3号 議会改革特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、本郷秀季君。

〔議会議務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

8番、関根政雄君。

〔8番 関根政雄君 登壇〕

○8番（関根政雄君） ただいま発議いたしました議会改革特別委員会の提案理由の説明をさせていただきます。

東日本大震災による地震、大津波の被害、さらには福島第一原発事故の損害に対する国民への巨額な補償・賠償は、東京電力と国家の責務であり、歴史史上に残る国家財源の危機的状況下にもあります。

これらの状況を踏まえ、地方公共団体の財政的事情もさらに悪化し、地方議員の果たすべき役割はさらに大きくなります。

また、課題は山積しております。

私たち鯉川村議会は前期に行財政改革特別委員会を設置し、議会改革に関する議論を交わしてきましたが、議会報告会、住民懇談会の開催、夜間休日議会の開催、議会ライブ中継、さらには子供模擬議会の開催などの提案もされました。

しかし、これらの課題については、次期の検討課題として11回の特別委員会を閉じました。

それらの課題の解決に向けて全員協議会、そして準備委員会を経て、村民に信頼される身近な議会、開かれた議会をテーマとして協議を重ねてまいりました。

よって、今定例議会において、議会改革特別委員会の設置を提案するに至りました。

議員各位のご賛同を賜りますようお願いし、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（前田三郎君）　これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君）　討論なしと認めます。

これから発議第3号　議会改革特別委員会設置に関する決議を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君）　起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま設置しました特別委員会については、鯉川村議会委員会条例第5条第1項の規定により議長を除く議員11名を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君）　異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました諸君を議会改革特別委員会委員に選任することを決定いたしました。

ここで、委員会条例第6条第2項の規定によって委員長1名、副委員長1名を互選していただきます。

ここで暫時休憩いたします。

（午前10時13分）

○議長（前田三郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時15分）

○議長（前田三郎君）　特別委員会から委員長及び副委員長の互選結果の報告を求めます。

12番、坂本忠雄君。

○12番（坂本忠雄君） 特別委員会の互選の結果をご報告申し上げます。

委員長に関根政雄委員、副委員長に宗田雅之委員、それぞれ選出されましたのでご報告申し上げます。

以上です。

○議長（前田三郎君） 特別委員会の委員長及び副委員長は、ただいま報告のとおりであります。

◎議員の派遣について

○議長（前田三郎君） 日程第11、議員の派遣についてを議題といたします。

本件は会議規則第122条の規定に基づき町村議会広報研修会に議員の派遣を決定しようとするものでございます。

お諮りします。

お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣についてはお手元に配付しましたとおり、派遣することに決定いたしました。

なお、この際お諮りします。

ただいま議決いたしました議決事項について、諸般の事情により変更する場合には議長に一任を願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

◎閉会中の継続審査申し出について

○議長（前田三郎君） 報告いたします。

議会運営委員長、関根政雄君から、次期議会の会期日程等に関する事項について、閉会中の継続審査申し出がありました。

お諮りいたします。

ただいま報告いたしました申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思いますが、

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（前田三郎君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成24年第3回鯨川村議会定例会を閉じます。

ご苦労さまでした。

（午前10時18分）

上記会議次第は事務局長本郷秀季の記載したものであるが、
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

平成 年 月 日

議 長 前 田 三 郎

署 名 議 員 蛭 田 武 彦

署 名 議 員 星 一 彌